Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-25

西周稿本目録解題 : 夏の部

蓮沼, 啓介

(Citation)
神戸法學雜誌,60(2):109-202

(Issue Date)
2010-09

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81004904

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004904

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌　第六〇巻第二号　二〇一〇年九月

西周稿本目録解題 ―夏の部―

蓮沼啓介

西周文書に含まれた稿本には二種類の分類番号が付されている。その一は朱筆により甲乙丙丁のいくつと振られた分類番号であるが、こちらは「西周ニ關スル書類　扣」に対応する番号である。朱番号と呼んで置こう。その二は墨により振られた漢数字の通し番号であり、こちらは墨番号と呼んで区別することにしよう。

西周文書に含まれた刊本や稿本に付された漢数字の分類番号に沿って大久保利謙の解説を付し、必要な補正を書き足す。これが本稿の狙いである。

「西周ニ關スル書類　扣」に採録されながら、現存する西周文書には含まれない稿本もある。こうした稿本に付されていたと推定される墨番号には括弧を付して置いた。(1)

まず墨番号の一から五〇までを春の部として取り上げ、次に墨番号の五一から一一九までを夏の部として取り上げ、更に墨番号の一二〇より一四九までと番外の一から番外の二六までを秋の部として取り上げ、最後に番外の二七より後の稿本を冬の部として取り上げる積もりである。なお番外の三より後の番号は実際には稿本に振られたものではない。便宜の上で仮に付した番号であることを予めここでお断りして置きたい。

なお本稿の叙述は夏の部から始め、春の部は最後に取り上げる予定であった。春の部に含まれる稿本のうち「詞

ノ麓路」および「日本語範」は当初の企画によれば全集の第三巻に採録される筈であったが、結局、採録されずに終わり今日に至っている。第二巻に採録された「ことばのいしずゑ」についても「解説は第三巻の『詞の麓路』及び『日本語範』の解説とともに同巻に掲げる」（第二巻解説七五頁）という当初の計画は変更されてしまい、その解説はなお活字にされないままに残されているからである。

註

（1）蓮沼啓介「西周稿本目録考証」神戸法学雑誌第五巻二号（二〇〇八年三月号）を参照されたい。なお本稿の春の部には草稿卅一に誤植の箇所がある。本文のポイントを引用に合わせて下げてしまった箇所であるが、末尾に訂正した本文を掲げたので、あわせ参照されたい。

以下にいう西周文書目録は、西周文書を所蔵する国立国会図書館、憲政資料室に備えた西周文書の索引である西周文書目録のことである。また大久保目録というのは大久保利謙の作成した西周稿本目録の略称である。その（一）と（二）が西周全集第三巻の解説二五頁以下に掲載されている。

五一　尚白箚記・権利争闘論　甲ノ二〇　西周文書目録一四　大久保目録一四

自筆、浄書本、墨書、雁皮紙の十二行、紺罫紙を用いた和装帳面（大さ18.1 cm×12.9 cm）の最初の部分に書いてある。墨付は

五枚と四行。表紙には「一尚白劄記、一學士匹令氏權利爭闘論」とあり、大部分はイェーリングの譯稿である

この「尚白劄記」は表題の下に「壬午三月起稿」とあり、明治十五年三月の起稿とわかる。ところが第一回全集用原稿には一旦「壬午三年起稿」と註記し、さらにこれを抹消して傍に「明治三年三月起稿」を訂正してある。訂正の筆蹟は同筆と認められるから該全集編輯者の訂正であらう（但し本文の筆者とは別筆である）。またこの稿本は麻生義輝氏の「著作集」（五―九頁）ではじめて活字となつたが、同氏はこれを「明治壬申三月稿」とし、解説にも私塾育英舎の「塾生への講義をする必要上、覺え書的に自分の思考を綴つたものが、五六兩年の間に相當の分量に上つてゐる。明治五年三月に書かれた和文體の論文に『尚白劄記』と題する小篇等もそれである」（三八六頁）と明治五年三月のものと決定している。（三枝博音氏の「日本哲學全書」第六巻「西洋哲學篇」にもこの稿本が收錄されているが、起稿年代の考證は麻生氏の説をそのまま踏襲し、かつ明治三年とは森鷗外が考證した結果のものとしてあるが、どうもそのような證據はないようである）。西の教育上のカリキラム案である明治三年の「文武學校基本竝規則書」（教育篇所收）などから推し、また「百學連環」と併せて考え、この「尚白劄記」を以て門人への講義案的の覺え書きとみることはあながち見當ちがいではないが、この稿本そのものは「壬午三月」と明記がある以上、やはり明治十五年のものとしなければならない。その傍證の一つとなるのは、文中の「社會學（ソシオロジー）」であつて、ソシオロジーを社會學と譯している以上これを明治の三年乃至五年とすることは無理である

Society, Sociology, social の語は明治初年における西洋思想受容のうえに重要な働きをなしている。その譯語は移植者達が苦心を重ねた結果ついに社會、社會的、社會學におちついたのである。そしてこの譯語が固定して一般的に普及したのはほぼ明治十年前後からであつた。

Society の譯語の沿革について、下出隼吉氏の「明治初期の飜譯」（下出隼吉「明治社會思想研究」所收）には、「社會」が Society の譯語として一般的に用いはじめられたのは明治九年前後からとしている。西のもので「社會」という文字そのものは明治七年（三月）の「非學者職分論」（「明六社雜誌」第二號所載）に「民間志氣ノ振フナリ、社會ノ立ツナリ極メテ可ナリ」が早い。し

かしこれはポツンと出てくるので、Society の譯の積りかどうかわからない。或は程伊川の「明道先生行狀」にある「鄉民爲社會、爲立科條、旌別善惡、使有勸有恥」にあるような用い方かもしれない。同じ雜誌の第一號に載つた「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」では「世道上（ソシユル）」となつているから、明治七年頃ではまだ Society がはつきり社會という譯語に固定せず、まして一般的に慣用されてはいない。してみるところの「尚白劄記」のほかに、「人智論」をはじめ、社會、人間社會等の文字を慣用的に用いている諸稿本の成立年代も、明治十年前後以降としなければならないことになるのである。

なおこの稿本は「著作集」本を臺本とし、第一回全集用原稿を參照して三枝博音氏編「日本哲學全書」第六卷、西洋哲學篇（昭和十一年三月刊）に解說を附し全文を收載している。

（全集一、六三七～六三九頁）

イエーリングの Der Kampf ums Recht. の飜譯である。これは山縣有朋の囑によつて明治十五年の八月以降その飜譯に從事したことが日記によつて判明し、げんにその譯稿が西家の稿本中に殘つているが、刊行されたものか否かは、西家に藏本がなく、編者も他でみたことがないので決定しがたい。ところがイエーリングの原本の序文（一八九一年七月附、岩波文庫本の譯本による）には一八八六年（明治一九）に「東京　西の日本譯」とある。これはたんに飜譯されたという記述ではなく、刊本がイエーリングの目に觸れたのであるとしなくてはならない。當時陸軍部內だけの刊行がかなりあるから、これもその一つであり、そのために流布が少ないのであるとも考えられる。

（旧全集一、総記一一頁）

Rudolf von Jhering の Der kampf um's Recht. の飜譯稿である。稿本は二冊にわたり、他に斷片が二三ある。

第一は、第一卷哲學篇の十「尚白劄記」を書いた表紙に「一　一　尚白劄記　學士匹令氏權利爭鬪論」とある帳面に「尚白劄記」のつぎに書く、自筆、墨書、一行おきに書き、枚數は九十二枚である。

第二は「一　一　和蘭歸路紀行草稿」とある帳面のはじめに書かれ、同じく自筆、墨書、譯文は八枚半、譯が中絕したつぎの頁から「和

蘭歸路紀行」が書いてある。本全集では三四〇頁以降である。

まず、この飜譯に着手した由來について述べると、時の參謀本部長山縣有朋と密接な關係がある。西は明治三年、山縣から屬望され沼津から東京に歸り、兵部省出仕となつて以來山縣の下で軍制の調査に當つていた。この山縣と西との關係は軍制篇の解說で詳しく述べたいと思うが、この飜譯に關して左の西宛山縣の書翰がある。

尙英蘭書申遣候得共、佛譯耳致到來候

御淸穆奉敬賀候、扨過日御談有之樣權利爭闘書歐羅巴江申遣し候處、佛蘭西文之譯書昨日到來致候間、卽臺本差出申候、御一讀相願候、猶原書御參照まで二併而差出置候　草々頓首

有朋

七月四日

西老先生

机下

これは故相澤英次郎氏に西家から讓られた西宛山縣有朋書翰二通のうちの一通である。

この飜譯について、それが山縣の依囑によるものか、または西がこの書に興味を持つて譯してみたのか、二樣に考えられる。右の山縣書翰は、西からイエーリングの話が出て、原本の斡旋を乞われたので山縣がヨーロッパに注文し、それが到着したから御一讀を乞うというのである。西の飜譯はドイツ文原本にフランス譯を參照しているから、ともに山縣の手を經たものを用いたことは疑ないが、それ以上のことはわからない。

西の日記をみると、明治十五年の七月二十三日頃からこの飜譯を開始している。少しく關係記事を拔萃すると

二十三日（七月）　獨乙請願書翻譯少々

二十五日　今日無事、權利論ヲ譯ス

七日（八月）　在宅翻譯（イーリング）ニ從事ス
八日　午後在宅翻譯（イーリング）ニ從事ス
九日　終日イーリングニ從事ス
十日　終日イーリング

翌十一日から別の飜譯『萬國公法手錄』の飜譯を行い――この譯書は、戰時國際公法で、單行本となつている。――飛んで同月二十二日に「匝令譯」とあり、二十三日「終日匝令譯」、翌二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日、三十日、三十一日、九月一日と引つづき「在宅從譯」とあつてこの邊で飜譯の記事が絶つている。尤も右の飜譯の記事がすべてイエーリングであるか否かは斷定し難いが、ともかく、このイエーリングの飜譯が明治十五年の七、八、九月頃のものであることには誤りない。

山縣書翰によると、某年某日西から山縣にイエーリングの『權利爭鬪論』のことを話したようである。すると西が何時頃から、またどうしてイエーリングに關心を持つに至つたのか――西の著書稿本類には、他にイエーリングの名はみえない――。すると西は山縣に原本の斡旋を乞うているところから、或は山縣から贈られてはじめて一讀したのかもしれない。このような問題を考えると、前揭山縣書翰が明治十五年のものか、また十四年のものか、またはそれ以前かというような問題も重要となつてくる（但しそれには確證のキメ手なし。相澤氏所藏の他の一通は明治十四年十月のものである。書風も似ているから大體その前後のものと思われるが）。

この飜譯は、前述のごとく未完成で、稿本のまま西家の文書に殘されていた。ところが、イエーリングの原本の後版の序文には、各國語譯を列擧して、第二〇番目に一八八六（明治十九年）には「東京、西の日本譯」とある（岩波文庫版、日沖憲郎氏の譯書に據る）。これによると明治十九年に西の日本譯が出版されたようになつている。他の列擧は皆恐らく刊行書を指すのであらうから、この年の出版されたように受取られる。しかし、西の文書中には未完の譯稿しかなく、他に刊本をみたこともない。或はイエーリングが傳聞したものか。

さて『權利爭鬪論』は、一八七二年に初版を刊行し、その後版を重ねて、一八〇〇年第十版で、著者自ら序論の冒頭を簡略とし、その他多少手をいれた。この改訂版のことは原著の十一版序文に詳しい。現行の岩波文庫本は改定後第二十一版を臺本とする。西の臺本は、改訂以前の版で、第何版によつたものか明かでないが、圖版とした第四版一八七四年版と對照すると內容や頁數が合致する。譯稿の第一册の末尾の欄外に朱筆で「原本五十二ページ下迄ニテ畢ル、後卷五十三ページ初段ヨリ始マルト知ルヘシ」とあり、第二册のはじめに「五十三ページの初ヨリ佛譯本ニテ三十一ページ末段ノ始メニ當ル」とあるのと對照すると右第四版はその通りである。譯文の終りは原本の五十八頁の上から五行目邊までである。原本は九十六頁であるから全體の半分強まで譯してある。

譯文は文語體で、かなり生硬であり、全體として必ずしも正確な譯とはいえず、誤譯らしい意味不明なところもある。西は西洋學術の移植にあたつて、專門用語の飜譯に苦心し數多く創案して、すでに『心理學』『利學』等の飜譯書を世に送つている。このイエーリングの飜譯には、これらの用意を利用していることは當然であるが、その譯語は若干を除けば今日の定譯、ないし通用語と異るので今日の讀者には理解に苦しむ。たとえば西は *begriff conception* をすでに理會と譯して本譯書の冒頭にも「權利の理會ハ實行上ノ理會ニシテ云々」とあるが、これは今日の讀者には一寸不可解な文句であらう。このほか *bewustsein. conscience* の獨知、*Communism* の通有學等はすでに用いている。また、西は早くから *Psychology* を「性理學」と譯し、心理、心理上は *Physical* に對する *intellectual* の意味に用いている（第一卷哲學篇の解說六三〇—六三二の譯語表參照）。この飜譯もこの慣用を踏襲しながら *Psychologisch. moralisch. ethisch. sittlich* を一樣に「心理上」と譯し、また「道德上」とも譯しているのは、必ずしも正解でない。*Psychologische* を性理上と心理上の二種に譯しているのは、使わけ意識というより、この頃は「性理學」の譯語がすたれてきている理由もあろう。

明治十五年頃は、東京大學の各學部を中心に、諸學の專門用語がようやく固定しつつあつた。西の創案が生かされたものもあるが、それにはずされたものは次第に死譯語化している。この「權利爭鬪論」の譯はかかる時期の仕事であつて、その苦心にもかかわらず、生れると同時に一般に理解されにくい運命にあつた。同時に西の西洋諸學の移植も、この頃漸く限界に達していたことを思わせる。

中途で放棄されたこの譯稿は、かかる意味で洋學者西周の晩期の忘れがたみといえるものであらう。

加藤弘之の明治十五年九月刊、『人權新說』はイエーリングの『權利爭鬪論』を引用して權利の發生を論じ、天賦人權論駁論の支柱とした。馬場辰猪がこれに對して「凡ソ他人ノ著書ヲ引用セント欲セハ、宜シク其起ル所以ト其ノ著書ノ目的トヲ說カサルヘカラス。若シ之レヲ說カスシテ漫然之レヲ引用セハ全ク其書ノ本意ト相撞着スルコト有ルヘシ。故ニ余ハイエーリング氏カ說ノ起リシ所以ヲ擧ケ、著者カ議論ノ誤謬ヲ正スヘシ云々」と反擊している。かくてイエーリングは當時の官僚側の民權論駁擊の理論的根據の一つとなつていた。このようなイエーリング援用と西の飜譯とは關連して考えるべきであらう。さらに西自身がイエーリングの法思想をいかに受容したか等の問題が殘されている。

なお、この原本の調査については植手通有氏の協力を得た。

（全集二、七三九～七三頁）

明治十五年日記からイェーリングの翻訳に関する記事を確認して置く。

七月二十五日火　今日無事、權利論ヲ譯ス
八月　七日月　在宅、イーリング翻譯ニ從事ス
八日火　午後在宅翻譯（イーリング）ニ從事ス
九日水　終日イーリングニ從事ス
十日木　終日イーリングニ從事ス
二十二日火　匹令譯

二十三日水　終日匹令譯
二十四日木　午後帰宅、従譯
二十五日金　午後帰宅、従譯
二十六日土　在宅従譯
二十七日日　在宅従譯
二十八日月　在宅従譯
二十九日火　在宅従譯
三十日水　在宅従譯
三十一日木　在宅従譯
九月　一日金　在宅従譯
十七日日　終日翻譯ニ従事ス

西周は八月中に七日から十日にかけてと二十二日から月末まで集中的にイェーリングの翻訳に当たっていることが判明する。

ところが九月に入ると在宅しているにも拘わらずイェーリングの翻訳を行わない日が続く。この間に西周は憲法草案の推敲や訂正や追補に当たっていたのではなかろうか。十一月八日に無事憲法草案を山県有朋のところに届けてから、余り日を経ずに西周は病に倒れてしまう[2]。イェーリングの翻訳もまた西周が病気に倒れたために中断したことは明白である。だが、西周は病気から比較的に軽く立ち直っているにも拘らず、イェーリングの翻訳を再開してはいない。これは西自身はイェーリングの翻訳を頼まれ仕事と考えていて、依頼者である山県有朋からの催促が

無くなったのを良いことに翻訳の続行を放って置いた結果なのではなかろうか。

イェーリングの翻訳はひょんな偶然が重なって独逸学協会雑誌に掲載される運びとなり、イェーリング自身のところにまで翻訳刊行の知らせが届くこととなった。

イェーリング翻訳の後日談を確認して置こう。明治十九年の事である。

一月　十六日　朝、益森英亮協会校教師之事ニ付来、兼而辞職ノ事ヲ託ス
二月　十七日　今日益森来リ、イエリンク氏ノ譯書ヲ促ス
二月　十八日　匝令氏譯書ヲ探リ出シ、益森ニ状ヲ認置ク

全集では「匝會氏」とされているが、これは「令」を「会」と誤読したために生じた誤りであろう。独逸学協会学校の事務長であった益森英亮がわざわざ西周の自宅を訪問し「イエリンク氏ノ譯書」を促している。これは催促である。西周は催促に応じて十八日に「匝令氏譯書ヲ探リ出シ」ている。この日は「休暇」であった。「入浴」を済ませてから、訳本の所在を探しにかかったものと推定される。首尾良く見つけて、稿本は益森のところに送られる運びになった模様である。

日本語訳が欲しいというイェーリングの希望に応えるべくミヒャエリスが益森を焚き付けて西周の翻訳を活字にすることを促し押し進めたに違いない[3]。

ミヒャエリスが西周と初めて面会したと思われる宴会の記録が残っている。西周の明治十八年日記から記事を引用する。十一月の記事である。

廿八日水　九時元老院、十一時歸宅、書高橋、今村、槇思書状等ヲ遣シ、假名會ニ琴ニ書ス、無事、讀東鑑、翠雲堂来ル、竹重、岸岱代、探幽等
　五時より上野精養軒獨逸協會饗應、會者ヘーリンク、ハーマン、ミハエリト
　平田、山脇、和田維四郎、美濃部、岡、猶臣、代一人、九人

後半の記事は廿七日の欄の余白にはみ出る形で書き込まれているため、全集では廿七日の記事に採録されている。なお全集では「ミハエリ」を「ミハット」と誤記している。

「ヘーリンク」とは独逸学協会学校のドイツ語教師であったオットーヘーリングのことである。「ハーマン」というのはヘルマン・ロェスラーの事であろうし、「ミハエリ」は言うまでもなくミヒャエリスのことである。三人のドイツ人に加え、ほかに「九人」が会場に出席したとあるが、九人とは誰と誰の事であろうか。どうやら桂太郎と西周のほかに平田、山脇、和田、美濃部、岡、猶臣が参集し、一人は代理参加であった模様である。

因にミヒャエリスの日記にはこう見える。「明治十八年十月二十八日、彼の歓迎をかねて、独逸協会関係者が上野の静養軒で晩餐会を開いた。出席者は三人のドイツ人教師と西周、山脇玄、平田東助、和田維四郎、桂太郎ら十二人で、シャンパンで乾杯のあと、料理はヨーロッパそのものの味だったと」（中井一九五、一三頁）

ミヒャエリスと西周が言葉を交わしたのかどうか。交わしたとすれば、それは何語による会話であったのか。興味津々たるところであるが、それがオランダ語であったのかどうかを確かめる資料は見当たらない。ともあれ、この会席の席上において、ミヒャエリスは、西周が半分だけとは言えイェーリングの『権利争闘論』を既に翻訳したことがあり、翻訳原稿もあるという話を耳にしたに違いない。自分の赴任した学校の校長が何と自分が捜し求めていたイェーリングの『権利争闘論』の日本語への翻訳を既に実行していたとは！。ミヒャエリスにとっては夢の

ような話であったのかも知れない。この先生の翻訳原稿をこの学校の機関紙に掲載すれば、イェーリングとの約束はたちまち果たせる！。

ミヒャエリスの目論みは見事に的中して、西周の翻訳訳稿は半分しか訳されていなかったにも拘わらず、独逸学協会雑誌に無事掲載された。尚白箚記と題された西周の随筆の余白に書かれていたため、随筆を序文と勘違いしたのかどうかまでは確かめられないものの、尚白箚記とイェーリングの訳稿が合わせ掲載された。「其尚白箚記ノ一篇ハ訳稿ノ首ニ叙セラレタルモノナレバ併セテ此ニ録シ」とある。ミヒャエリスが来日した翌年には早速『獨逸學協會雑誌』第三十号（明治十九年三月刊）から四回にわたって、西周訳の「𠮟令氏権利争闘論」が掲載されたが「これはミヒャーエリスの斡旋によるものである」。

西周は半分しか翻訳していない原稿の刊行には余り熱心ではなかった模様である。

加藤弘之の『人権新説』が明治十五年の九月に刊行されている。この書の中で加藤弘之は天賦人権説に反駁するために、イェーリングの『権利争闘論』を引用して権利の発生を論じているが、イェーリングの『権利闘争論』を翻訳する企てはこうした自由民権派の論者の依拠する天賦人権説に対する反駁の理論的な支柱を提供する謀り事の一環として山県有朋が西周に依頼したのではなかろうか。

大久保利謙は「それが山縣の依囑によるものか、または西がこの書に興味を持って譯してみたのか、二様に考えられる」と記しているが、これは七月二十三日の日記に見える「獨乙請願書翻訳少々」という記事をイェーリングの翻訳のことと即断して、西周がこの書の翻訳を山県有朋に請願したと誤解してしまったために発生した誤りである。西周は七月二十一日に元老院における「請願規則」の「第一讀會」の審議の終了に際して修正委員の一人に選任されていて、翌日の二十二日には「請願規則修正ニ従事」し、更に二十三日には参考の為にドイツの「請願書」の翻訳を少々試みたわけである。二十四日にも「修正ニ従事」している。西周がイェーリングの翻訳に取り掛かっ

たのは「今日無事、権利論ヲ譯ス」とある七月二十五日からのことである。

西周としては山県有朋に依頼された憲法草案の起草という歴史的な企てには喜んで賛同し任務を引き受けたものの、イェーリングの『権利争闘論』というドイツ語の書物の翻訳はいささか肩の荷が重い仕事であった模様である。そこで英書か蘭書か仏書への翻訳を参考にしたいと申し出たところ、山県有朋は快くその取り寄せの手筈を調えてくれたのであるが、「佛蘭西文之譯書昨日到來致候」まず手に入ったのは仏蘭西訳であった。そこで山県有朋は西周に仏蘭西訳とドイツ語の原書を併せて「差出」すこととし、仏蘭西訳の『権利争闘論』をまず読んで見て欲しい旨の依頼をなし、原書はあくまでも訳文が分かりにくい時の「参照」として使ったらどうかと申し出ている。

西周はミルの『利学』の翻訳を通して功利主義に接近し「人生三寶説」を著している位であり、功利主義の立場に立つ憲法草案の起草はお手の物であったと推定される。一方イェーリングはその利益説からも知られる様に功利主義の思想に急接近した法学者である。イェーリングの『権利争闘論』は功利主義の思想をドイツ国内に喧伝する書物であった。

山県有朋はイェーリングがドイツで名高い法学者であることを知って安心してその著作の翻訳を西周に依頼することができた模様である。こうして後の山県有朋の藩閥政治家としてまた維新の元老としての暗躍振りに馴染んでしまった後世の世代には理解が難しい功利主義の同盟が軍部の内部に成立するという歴史の偶然が発生することとなった。

註

（2） 西周が過労のために病に倒れた様子については蓮沼啓介[100]「明治一四年の政変と西周」（本誌第五八巻四号）を参

照されたい。

（3）ミヒャエリスの来日の経緯や来日当初の日本における動静については堅田剛一九九『独逸学協会と明治法制』木鐸社。第四章「独逸学協会専修科」第五章「西周訳『権利争闘論』――「権利のための闘争」の本邦初訳について――」及び中井晶夫一九九五『ドイツ人とスイス人の戦争と平和』南窓社、二八頁を参照されたい。

五二　生性剳記　　甲ノ四　　西周文書目録三　大久保目録三

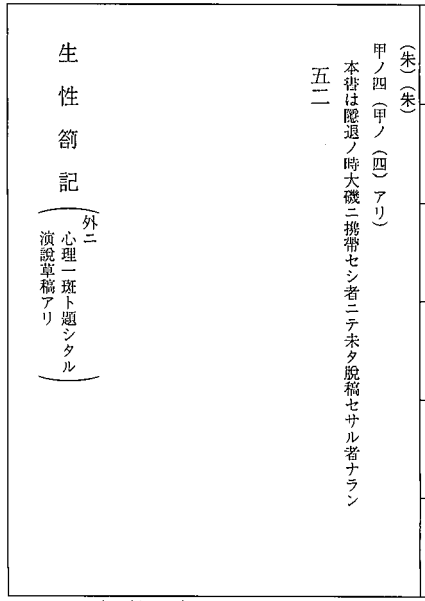

表　紙　　大さ 18.1 cm. × 12.9 cm.

自筆、浄書本、一冊、墨書、和装帳面、八行青罫紙を使用、墨付三十五枚。起稿年代は日記によると明治十七年である。七月二十日の條に「性生論ヲ作ル」とあり、引つづき二十一日、二十二日、二十三日、二十四日、二十五日、とんで翌八月にいり、十一日の條には「生性剳記ニ従事ス」と「性生論」を「生性剳記」にあらためている。森鷗外の「西周傳」に「是歳生性剳記の稿を屬す」とあるのはこの日記の記事によつたのである。麻生氏の「著作集」解説では、「明治五年頃の起稿」とし、さらに明治十七年に訂正加筆したがなお完成しなかつたとある（三八六頁）。この論文は西が精力をかたむけた主著の一つで、表紙の註記によると晩年になつて大磯に隠棲のとき（明治二十五年、六十四才）もこれを携帯してその完成を期したほどであつた（ちなみにこの表紙の註記は西の没後の整理の際、家人が書き留めておいたものらしいから、まちがいないことと思わ

れる)。内容は「生性發蘊」その他明治初年頃の斷片類と關連があるから、構想そのものはかなり早くからできていたと考えて誤りなかろう。ただ麻生氏が起稿を明治五年頃と推定しているのは大體の見當と解すべきで、起草したという草稿らしいものは殘つていない。恐らく斷片類のいづれかをそれに想定したのであらう。この稿本も麻生氏の「著作集」(八四―一〇五頁)ではじめ印刷となつた。稿本には九枚目オモテの「以爲元軸」(全集本一三七頁九行目)までは、印の句讀點がほどこしてあり、そのあとは無點、末の方にまた附されている。校訂にあたつて無點の部分にも適宜これをほどこした。欄外があるが、これは適宜本文の間に挿入した。

(全集一、六四～六五頁)

「外ニ心理一斑ト題シタル演説草稿アリ」

(全集三、解説二五頁)

二十五　心理説ノ一斑

これも東京學士會院における講演である。明治十九年六月十二日、文部省上野官舍で開かれた同院第八十一會で述べ、後「東京學士會院雜誌」第八編第四册にかかげた。「東京學士會院記事」第八册には「午後一時三十分ヨリ正員西周君心理説ノ一斑ノ演題ニヨリ講演ヲ始メ二時五十分ニ至リ終結暫時休憩ノ後三時ヨリ正員中村正直君杞憂ヲ誤ル勿レノ演題ニテ開講シ四時ニ至リ終ヲ告ゲタリ」とある。東京學士會院は明治十八年組織を改め、翌十九年一月から毎月一回開いている例會の會員の講演を公開した。毎會正員二名と副員二名を選び、演題を新聞に掲げてひろく聽講者をつのつた。このときは西と中村正直が正員にあたつていたが、なかなか、盛會で前掲の「記事」にも「本日聽講者ノ員數無慮二百三十名許ニシテ中聽講筆記者二人僧侶四人婦人十人アリ」とある。

この講演には「心理一斑」と題した草稿がある。洋紙、大さ20.5 cm. ×13.7 cm. 三枚、表裏に自筆、墨書、細字、若干訂正があるほか、雜誌本と大差はないのでこの全集本は雜誌本を臺本とし、新たに句讀點をくわえた。

麻生氏の「著作集」本には「余此説ヲ演シアテ食饗ニ就クニ當リ云々」という追記がある。これは「東京學士會院雜誌」掲載の

ものには缺けているので、これを補つた。

この追記は麻生氏の「著作集」解說には「草案には明治二十一年の追記がある」（三九五頁）としてあるが、この草案とは何をさすか。前記二種の稿本には見當らない。ところが第一回全集用の原稿をみるとそれが追加してあるから、おそらく麻生氏はこの全集用の原稿からとつたので、解說にいう「草案」はこれをさすのであろう。問題はこの全集用原稿の原稿本となるが、これは現在の西周稿本のうちには見當らない。なお前掲「東京學士會院記事」及び「東京學士會院雜誌」の他の部分を檢したが、これにも見當らないので、ハッキリした典據を見出すことができなかつた。

圖解も多少ちがうので、雜誌掲載のものを左にかかげておく。

第一	ヨロコバシ 喜 ウレシ	悅懌	開發	ウシ 憂 ツラシ	愁疚慼唁	收斂
第二	メテタシ コノマシ 愛 カハユシ ホシ	好欲	傾向	ニクシ 惡	憎嫉娟妬	厭迫
第三	タノシ 樂	嬉喻娯	伸張	カナシ 哀	悲惻怛恫 悼怵慘	絞急

第四	第五	第六	第七	第八
アハレナリ 愍	カシコシ 畏	ユカシ 慕 コヒシ	ハヅカシ 恥	オカシ 笑
憫恤慈	惕惶	欽戀	差怍慙愧	嚮
弛緩	襞收	一部ノ傾向	一部ノ縮少	解展
イカル 怒 ハラダタシ	オソル 懼 オソロシ コワシ	ウラメシ 恨	クヤシ 悔	オドロク 驚
慍悶懣憤 恚瞋憧	恐怕怖懾 聾	怨銜望慊	懊憾	愕駭
鼓脹 震搖	縮少	一部ノ厭迫	總部ノ援撓	齟開

（全集一、六七四～六六頁）

五三　霊魂一元論　一綴　西周文書目録一〇〇　大久保目録一三七

自筆、浄書本、墨書、雁皮紙、無罫、縦横折におつて横帖式に綴ぢ合せたものに書いてある。墨付は片ひらで七枚と三行、大サ16.5 cm×12cm。麻生氏の「著作集」（三―四頁）ではじめて印刷になつた。なおこの稿本には草稿本があるが、これは十一の「哲學關係斷片」のうち關係の斷片とともに全部收錄した。これはその定稿本であろう。草稿本の丹念な推敲から推すと苦心の作で、量こそ少ないが主著の一つに數えられよう。さきの「開題門」とくらべるとより專門化され、實驗心理學の知識を基礎として自己の哲學的立脚地を見出して、これを體系化する努力がみられる。これは西獨自の哲學的思索であり、さらに後の、「生性發蘊」、「生性劄記」などとも內容的に關連があるのである。その意味で第一回全集用の筆寫原稿が「明治三年起稿」と註記し、麻生氏もこれによつてやはり「明治三年頃稿」としているのは、まづ妥當な推定とみていいのである。句讀點は原本のままとし、編者で手をくわえなかつた。

（全集一、六六頁）

明治三年起稿という推定は、いわゆる宮中御談会が開催された時点を明治四年と考証し、それよりも以前の作品であると推理して引き出した結論であるが、実際には宮中御談会における西周の講演は明治九年より後に開催された催しであり、従って、それより以前の明治九年中の作品であると推定される。和帳面の四三に霊魂一元論の草稿があるが、これは明治八年の起稿である。なお蓮沼啓介二〇〇七「霊魂一元論の成立事情」神戸法学年報、第二三号、を参照されたい。

（五四）　平重盛論外十三題　　甲ノ五

西周文書中に該当する稿本はない。

五五　初稿覆醬集　　甲ノ六　　西周文書目録四　大久保目録四

一「初稿覆醬集」和一冊、半紙版、自筆本、表紙（白紙）の中央に前記の表題を書き、右肩に「初稿」とあり、左下に「聽雨書屋」とある。聽雨書屋はあまり他にみえないがこの頃西が用いていた書齋號なのではなかろうか（第十二圖版參照）。この詩稿は西が後藤松陰（機）塾在塾時代のもので稿本中最も早いものである。本文の枚數は全部で十四枚であるがはじめの七枚と後半とは用紙がちがつている。前半は紺刷の枠とり無罫、「浮翠院落」の柱文字があるもので、第二巻敎育篇に掲げた「養材私言」の用紙と同じものである。後半七枚は、色刷十行罫紙、柱には「琴堂藏板」とある（これは本巻諸文集收錄「大書院進讀子適衛章」と同じ紙）。まず前半から述べると冒頭の「柳村歸牧」には庚戌とあるから嘉永三年二十二才の作であることがわかる。西はその前年大坂に遊んで松陰塾に投じ翌三年八月大坂を去つた。この詩稿はその間のもので、七枚ウラに「右松陰先生所批」とある（本文第三十二圖）ように、各詩には松陰の朱筆の評語、修正、或は傍點が附してある。卽ち在塾中師に示したものに違いない。後半七枚も同じ頃のものらしく、やはり「以上松陰翁所批」とあつて松陰の朱批がある。ほかに同門の友松岡隣の短評もやはり朱ではいつている。であるからこの後半も大坂時代の習作とみていい。なおこの全集本は西が後に自作を整理した三の「詩集」を底本としたので詩の掲載順はこの初稿本の「覆醬集」どおりではないので、左に「覆醬集」收錄の順序を全集本下段に記入した通し番號によつて示しておく。

一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一

〇〇、一〇一、一九、二〇、二一、二三、二四、二五、二六、二十七

以上の三七篇である。つまり九二―一〇一までが「詩集」では後へ移してある。參考のため第一ページと最後を本文の圖版に掲げた。松陰の評語は若干「覆醬集」から挿入した。つぎに後半の詩の順序を示しておく。

一二〇、二八、二九、一二一、一六九、一〇二、三〇、一五九。一七〇、一六〇、一六一、一〇三、三一、三二、三三、三四、三五、三六、一〇四、一二三、三七、一二三、一二四、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、一〇五、四七、一二五、一二六、一〇六、一〇七、一〇八、一二七、一〇九、四九、五〇、五一、五二、五五、五四、五五

以上の四八篇である。この集中の詩は後に紹介する「詩集」に收錄した際に文字を修正してある。これは作者自ら後に改めたのであるから本全集はこれによつた。

なお一言しておくことは、二八と二九の二篇についてである。この二篇は弘化丁未、卽ち弘化四年十九歳のときの作で西の詩では最も早いものである。したがつてもと「覆醬集」の第一枚に掲げてあつたが、どういうわけかこの一枚だけが「覆醬集」の原本から切りとつて他の斷片とともに別置されている。この一枚の上欄には松陰が「大聲壯語然畢竟少年客氣缺沈實之意恐非老吏之語也」といましめの評語を書いている。それで西もこれだけを切り捨てたのかもしれないが「詩集」には收めてある。この一枚は「覆醬集」の第一ページに當り、最初に「草稿」と書く。用紙は該集のものと全く同じで、切りとりの部分も「覆醬集」とぴつたり合う。

（全集三、解説七五～七七頁）

なお蓮沼啓介一九六一「西周詩集の成立事情」神戸法学雑誌第三〇巻四号を參照されたい。

（五六）　松陰先生批酉戌文稿　　甲ノ七

西周文書中に該当する稿本はない。

五七　秘録甲集　　丁ノ一一　西周文書目録七二　大久保目録一一三

「表紙に『始於壬午仲冬・秘録甲集・聽雨書屋主人』とあり、内容は事彙の寫し斷片」（全集三、解説一三頁）である。自筆、漢詩の語句を抜粋した帳面である。白氏文集を主に詩句が抜き書きされている。漢詩を作成する際に用いる種本の一種の模様である。

（五八）　駁騎兵論外記論詩稿　　甲ノ八

西周文書中に該当する稿本はない。

五九　杞憂竑義自叙草稿　　甲ノ一一　西周文書目録七　大久保目録七

「杞憂竑議自叙草稿」と題したのは半紙一枚、墨書、自筆、終りに嘉永癸丑の日附があつて嘉永六年五月のものとわかる。これは江戸へでる直前のものである。この一枚についで「余少小竊有意於究輿地家言云々」の文が小よりで綴じ合せてある。これは「琴堂藏版」の杜文字のある半紙版十行罫紙七枚で墨書、自筆である。合綴してあるから關連あるのであらう。さらに、解說第十二圖の一枚（「琴堂藏版」罫紙）と、やはり同罫紙に「左錄」「甲集」の四文字を大きく書いた一枚が合綴してある。どういうわけでこれらを合綴したのか。はじめの自序は獻策の序で、つぎがその本文なのか。ここには自序と本文だけを收錄した。

（全集三、解説三三頁）

「左録」に続いて「甲集」とあるが、全集第三巻解説第十二図に掲げる「朱文公勤學詩」に続いて「歳次壬午春閏二月」と見えるところから推すに嘉永五年閏二月に「七政雑志甲集」を作成する意欲を示したものの、三月四日には閉門が解かれ、結局培達塾に入った後に十一月に入ってから詩集に備えた別の甲集の作成に着手したものであろうか。後考を俟ちたい。

六一　今書革弊　　甲ノ九　西周文書目録五　大久保目録五

「蒲生君平の『今書』の寫斷片」　（全集三、解説二五頁）

六〇　大書院試讀前出師表　甲ノ一〇　西周文書目録六　大久保目録六
六二　御前進讀天時不如地利章　甲ノ一四　西周文書目録一〇　大久保目録一〇
六三　大書院進讀子適衛章　甲ノ一三　西周文書目録九　大久保目録九

㈠大書院進讀子適衛章　㈡大書院試讀前出師表　㈢御前進讀天時不如地利章

以上の三稿本は、その表題内容から推して藩主龜井茲監への御前進講關係のものであるので一括して解説する。いずれもこのたびはじめて公表するものである。まず各稿本の體裁から解説すると、㈠用紙は半紙版十行罫紙、三枚、褐色刷、柱に「琴堂藏版」とある。墨附三枚弱、墨書。㈡は白半紙三枚半綴、墨附同じ、墨書。㈢は白半紙三枚綴、墨附同じ、墨書。この三篇には西の丸印が捺してあるから西自身が保存していたもので、㈠と㈡とは無署名であるが㈢には西の署名がある。この㈢を基準とすると三篇ともまず西のものとみていい。校訂にはなるべく原型の復元につとめ、ただ句讀點だけをふした。

西周は、津和野藩の藩醫の家に生れ、天保十一（一八四〇）年、年十二才で藩校養老館にいり、藩儒山口愼齋から句讀を受けた。ついで嘉永元年二月一日、はからず藩廳から一代還俗を命ぜられ、儒學を修行すべき旨が達せられた。これは第一卷の解說のはじめにも西の「西家譜略」（本卷雜纂に收む）によつて書いておいたが、以下少しく在藩時代の西と藩學との關係を述べておこう。一代還俗についで同年七月十八日養老館句讀を命ぜられた。これは西が二十歲のときである。養老館は天明六年の創建で、學風は朱子學であつた。西は嘉永二年、大坂遊學のため三ヶ年間の御暇を乞ふて許され、十月十九日津和野を發し、瀨戸內を舟行して大坂に至り後藤松陰（美濃人、名は機、賴山陽門下）の塾にいつた。松陰は當時關西における著名な朱子學派の儒者であつたから西もその名を聞いて入門したのであらう。これから翌三年八月まで松陰塾に在塾し、それから岡山に赴いた。岡山には松陰塾で親しくした松岡隣がいた、同地の岡山學校にいり、ここで四年の春を迎え、遊學の期限が終るので同年十月十三日故郷の家に歸つた、西は「西家譜略」によると「十一月十九日、大書院講釋上聽孟子天時不如地利之章謁見勉勵ト勸奬ヲ受ク」とあるような藩主の厚遇をえた。この頃西の家は藩聽の減俸などで困窮狀態のうえ父が人減しのために奧詰醫師となつた。ついで嘉永五年九月には養老館總裁布施三郎右衛門から培達塾にいるべき旨を傳えられた。この培達塾は養老館內の諸生寮を含めた國學漢學の學寮であつた。諸生はここで講義をうけたようである。ところが翌六年七月には藩命で江戶へ赴いて洋學に接することになつて、これを契機に脫藩して儒學から洋學へと大轉換をとげるのである。

さて以下各稿本について檢討する。まず、㈠から解說すると、西の署名や年月記はない、用紙の柱に「琴堂藏版」とある罫紙は「初稿覆醬集」（本卷詩歌集解說參照）と同じものであるから嘉永頃に使用もので、㈢と同じ頃のものと認められる。樣式から草案であることも疑ない。また所々に朱の訂正がある。書風であるが、楷書風で㈢とは同筆と認められるし、右の「初稿覆醬集」ともよく一致するから西の自筆と認めてまちがいない。講釋の內容は論語の子路第十三の「子適衛、冉有僕、子曰、庶矣哉、冉有曰、既庶矣、又何加焉、曰富之、曰既富矣、又何加焉、曰敎之」のいはゆる御座敷講釋の草稿である。これは治者の政治する態度を問題としたもので、いはゆる衣食足つて禮節を知るという旨趣である。西はこれを問題として富國の術をたんに功利の學とすることを誤りと

するがまたこれを悪く心得ることの危険をも指摘している。壮年の西にも當時の藩政の危機が反映していたのであらう。

(二)も無署名、年月記なし。草體であるがやはり自筆と認められ、また用紙は(三)と同様の白半紙である。内容は諸葛孔明の「前出師表」の講釋であるがこれは文辭と、内容の說明である。

(三)には第十三圖版のように嘉永四年末の記載と「臣西懋再拜稽首謹書」の署名があるから立派な進講の講本である。この進講は「西家譜畧」にも明記してあるから、これは晩年まで記憶に殘つた君公への晴れの御前講釋であつた。卽ち嘉永四年、西が岡山遊學から津和野に歸ると、君公から召されて十一月十九日、大書院において孟子の公孫丑下の冒頭の「孟子曰、天時不如地利、地利不如人和、三里之城、七里之郭、環而攻之、而不勝、夫環而攻之、必有得天時者矣、然而不勝者是天時不如地利也」の一節の講釋を行つた。これはそのときの稿本であるが、ただ少しく問題となるのは末尾に「嘉永辛未冬十二月」とあることである。「西家譜略」はともに講釋の日を十一月十九日とあり、これによつて森鷗外の『西周傳』も十一月十九日としている。西自筆の稿本が十二月とあるのと月が一月ちごうのは少々おかしい。十三日に歸宅して十九日の講釋は少々早すぎる。或は、十一月は「西家譜略」の誤記かとも考えられるが、その邊のことは藩の確實な記錄でもみなければ立證しえない。

さて以上の三稿本は同じような藩校關係の講本で時期もほぼ同じ頃のものである。そこでこの三者の關係如何が問題となる。つまり三者は全くべつべつのものなのか、また同じ講釋の諸案なのかということである。(一)と(二)にはともに「大書院試讀」とあり、年月の記載がない。(三)だけははつきりしているが(一)、(二)は何時のものかわからないのである。そこでべつとすれば嘉永元年養老館の句讀を命ぜられた頃のものか、または同四年の歸藩以後かということになる。三者の關係の傍證史料がないのでよくわからないが、御前講釋を大書院で短期間に一人で三回も重ねて行うわけもなかろうと解すれば、(三)が進講本で、(一)と(二)とはこの御前講釋のために用意した別案ではなかろうか。

三稿本は、ともに藩校における儀禮的な講釋であり、内容的にとりたてて特色とすべきものはない。江戸時代の藩校の教育内容はほぼ一般にこのようなものであつたろう。養老館は前述のように朱子學派であり、この西の講釋もその範疇にぞくする。儀禮的

なものであるために内容は平板でさして特色は見出しがたいが、この三稿本の價値は當時の藩學教育の資料となること、さらに西研究の資料としては積極的にその思想を窺うものとならなくても、側面的に當時の西の學問なり思想なりを傳えるものとして役立つ、というぐらいのところであろう。

（全集三、解説三一～三三頁）

「嘉永辛未冬十二月」と日付が入っているのは、あるいは上書のために講義の草稿を浄書した日付ではあるまいか。「十一月十九日」という講釈の日付との関連についてはなお後考を俟ちたい。

六四　記事論文　　甲ノ一二　西周文書目録八　大久保目録八

一　徂徠學に對する志向を述べた文

自筆本、墨書、半紙、無罫、二枚、八行二十四字詰。「西周ニ關スル書類扣」には「記事論文」となつているが、いま内容から新たに表題をつけた。

文末に「弘化戊申春三月」とあり、嘉永元（一八四八）年三月、西周二十才の春の起稿にかかるものである。ただしこの年の改元は二月二十八日であるから弘化戊申三月とあるのは年號のズレとなつているが、これは改元のことがまだ筆者の耳に達していなかつたためである。西周は文政十二年（一八二九）二月三日、石見國津和野森村堀内で生れた。家は代々醫をもつて藩主龜井家に仕えていた。父時義は森氏（高亮の次男）から入つて西家をついだ人で、若いとき京都に遊學して古醫方を吉益氏に、外科を堤氏に學んだ。西はこのような醫者の血統と家業をうけ、天保十一年藩養養老館に通つて一應儒學詩文を學んだ。そして弘化二年十二月二十四日には、藩主龜井茲監に見え、中扈從格となり時懋を名乘つた。かくて西は、本來ならば家の業をついで醫者となるべき

であつたが、嘉永元年の二月一日、はからず藩廳から「御思召在ラセラレ一代還俗仰セ付ラレ候、尤儒學修行仕ルヘキ旨」と達せられ（「西家譜略」による。全集第三巻所收）、家業から解かれて儒學を專攻することとなつた。この命がでた理由について西も語つていないが、これはともかく西にとつては大事で、生涯の方向を一變せしめる重大な契機となつた。ここにかかげた文章はまさにこのときのものである。家業の醫學に對する反省と、藩學の朱子學への不滿、さらに徂徠學への深い關心を述べたもので、西の最初の思想的自覺の記錄である。なお、原本には句讀點がないので、編者においてくわえた。

この文章はすでに鷗外森林太郎の「西周傳」（明治三十一年刊）にかかげてあるが、「節錄」と註記のあるように、重要な部分を示すために前後を置きかえ、かなり削除もしてある。ここには全文をかかげた。

（全集一、六〇七頁）

西周の通称であるが、東洞こと「吉益周輔」（全集一、五三頁）にちなんで修亮のちに周助と称したであるまいか。青年の日に一旦徂徠学に転回した後に西周（当時は壽專）は外科の分野で古今の医学を大成するという志を立てており、山脇東洋や吉益東洞の唱えた古医方の書物にも親しんでいたことは確実である。

西周の実名は始め時懋のちに魚人・魚比等であり、晩年は魯人に改めている。周公旦の建てた国であり孔子の故国でもあった魯の人を名乗るということは西周が生涯に亙って周公を慕い続けた孔子の門人であり続けた証拠ではあるまいか。

六五　雞肋草稿

丙ノ四　西周文書目録二七　大久保目録五三

二　「雞肋草稿」一綴、表紙なし、半紙五枚を小よりで綴つたもので。はじめに「雞肋草稿」とあるのでかく呼んでおく。これも

自筆の詩稿と思はれる。所々に朱での句點を附し、若干修正をしてある。これは本文三八四ページ以下に掲げた。收錄の詩は二八篇である。

（全集三、解説七七頁）

六六　養材私言稿本　　丙ノ五　西周文書目録二八　大久保目録五四

森鷗外の『西周傳』の「西周所著書目」に「養材私言殘缺　藩黌の事を議するものなり」とある。用紙は半紙、柱に「浮翠院落」とあるもので、紺刷の枠、但し罫なしの半紙版の特殊な原稿用紙である。墨書、自筆、起稿の年月はないが、内容からいつても壯時在藩時代のもので西周諸稿中初期のものに屬する。本稿本は本全集本が最初の公表である。

内題は「議學政」とあつて、學政論であるが、「養材私言」と題したのは、養材を藩士の教育上に重要視したからで、その理由はこの稿本中に詳しく論じてある。署名は西槲とある。この名乘りは弘化二年十七才のときのことであるから、勿論それ以降の起稿となる。但し「稿本」とある通り、手稿本で、其十は書き出しだけで終つた未完成品である。

（全集二、一四五頁）

六七　荷蘭留学記事　　丙ノ七　西周文書目録三一　大久保目録五六

（一）　記五科授業之略

自筆本、墨書、用紙は美濃版、十行紺罫紙、柱文字なし、二枚、但し二枚目は墨付半枚と二字である（挿入寫眞參照）。『西周傳』の「西周所著書目」に「五科口訣紀略」とあるのは「傳中引用する所のもの卽ち是なり」とあるように、つぎの(二)に掲げた「五科口訣紀略」

のことであるから、この「記五科授業之略」は森鷗外も注意しなかつたようで、最近まで埋れていた。しかし、表題ははじめ「自序譯五科口訣總□法」とあり、末尾の文句から、まさしく五科講義の譯書の總序として「性法說約」の巻首に掲げるために起草したことは、前述した通りである。従つて形式を整えるためとくに漢文で書いた。『泰西國法論』の凡例に「其詳なるは西氏の譯する性法口訣の凡例に譲る」とある「凡例」とは、まさにこの稿本にほかならないのである。ところが、「五科口訣紀略」は本稿本の末尾の「丁卯之年、余等奉命譯所傳之書云々」以下が削除してあるので、「五科口訣紀略」が元來は「性法說約」の總序として起草されたものであることが抹殺されてしまつたのであるが、この「記五科授業之略」によつてこの事實が判明した。つまり、「性法說約」の譯稿刊行が流産したので、この總序も存在の意義を喪失して、そのまま西の筐底におかれ、その後最近に至るまで埋沒していたのであつたから、この稿本は、いわば失われた「性法說約」の忘れがたみである。

この事實をとりあえず、前掲『幕末和蘭留學生關係資料目錄』及び『日本歷史』第六二號に寄稿した『幕末和蘭留學生』で報告し、本全集でその全文をはじめて公開する。

本稿本は一應脫稿しているが、なお訂正、抹殺、わずかであるが朱筆の訂正がある。また若干、點の句讀點がある。飜刻には訂正の跡を示し、句讀點は原本にある、點以外に、新たに全文に補つた。

(二)　五科口訣紀略

(一)の「記五科授業之略」の改稿本で、西周が自叙傳「西家譜畧」のなかに收錄したものである。「記五科授業之略」が廢稿となつたので、「西家譜畧」執筆の際に、末尾を削除し、文章を若干修正して表題を改め、たんに五科學習の記錄として收錄したのである。その際朱筆で前文めくものを追加し、後記として五科講義の飜譯の顚末を追記した。西、津田の五科學習の終始がこれによつてほぼ判明する。なお、鷗外の『西周傳』には、オランダ留學時代について、「周に五科口訣紀略一篇あり。以て此間の消息を知るに足る。曰く」として、「西家譜畧」から、前文と後記とを除いて引用してある。これが最初の公表であるが、この引用によつてこの一文は西、津田のオランダ留學の唯一の記錄としてひろく利用されている。今回は「西家譜畧」によつて前文、後記を併せて採錄した。

校訂方針は㈠と同様である。

㈢　性法萬國公法國法制産學政表口訣

自筆本、用紙は半紙、原文通り罫刻し、訂正の個所も再現した。この覺書フィッセリング文書に見當らないが、内容は前掲「記五科授業之略」及び「五科口訣紀略」にも記載されている。

㈣　五科學習に關するフィッセリングの覺書

これは五科の學習に關して、開講に先だつて、一八六三年六月一六日フィッセリングが西、津田に與えた覺書 *Nota betreffende het onderwijs te geven aan de Heeren Toseda Sin Itirau en Nisi Siuroeke* で、西、津田の希望に基いて、治國學の基本として選んだ五科の科目と、就學の順序を指示したものである。原文はフィッセリング文書に見出され（第四圖參照）、本全集の別巻に收める豫定である。ここに收めたのはやはりフィッセリング文書中にある譯文で、フィッセリングとホフマンから津田眞一郎（眞道）宛となつている。筆蹟よりして津田の譯文らしい。

（全集二、七〇四～七〇六頁）

更に五科学習に至るオランダ留学の顛末について大久保利謙は次の様に記している。

三　五科學習關係文書

西周は、津田眞道とともに幕命を受け、幕府の海軍留學生一行と同行して、文久二年六月十八日、江戸を發し、長崎からオランダ商船に投じてオランダ留學の途に上つた。この二人の留學は上からの命令でなく、西、津田が、在來の蘭學にあきたらず學問上の新分野開拓の意欲に燃えて幕府當局に熱心に運動した結果の特別參加であつた。しかも、その拾得した新知識、新學問が、明治の新文化の建設の上に大きな寄與したのである。

したがつて、彼ら兩人がこの留學に何を期待していたかということが、ひろく幕末文化史の上に重大な意味を持つのであるが、幸い、この期待をよく示す西の書翰があるので、稍々長文であるが左に譯文を掲げておく。

下名はここに以下の陳述をなす自由を有す。前年我が海軍當局が日本駐劄オランダ總領事との間に、オランダにおいて一隻の船を建造することと、それがために我が海軍士官等をオランダに派遣することを約定した。これについて我が蕃書調所 Emperial School van Europesche Wetenschappen に於いても、我々二名の者を海軍司令官内田恒次郎に配屬せしめることとなつた。

その目的は、我が國政府は、帝國とヨーロッパ諸國との間には、唯一つオランダ東印度會社との關係があるのみであつたが、七年前よりヨーロッパの若干の國々と修好條約を締結するに至り、外交通商のいよいよ增加するに從つて、日本政府もまた我が國にヨーロッパの學術を移入することの必要を感じて、江戸に學校を設立し、諸藩より教師を選任してそこの教師となし、種々の學問を教授させている。けれども、その學校の設備及び教授法において、尙幾多の不備缺陷を有し、學問も物理學 Natuurkunde 數學 Wiskunde 化學 Scheikunde 植物學 Botanie 地理學 Aardrijkskunde 歷史學 Geschiedenis 及、蘭、獨、英佛 Nederlandsche, Hoogduitsche, Engelsche, Fransche を、ただ讀んだり、理解する狀態にある。

ヨーロッパ諸國との關係において、また內政及び施設の改良を行うためにも、より必要な學問及び統計學 Statistiek 法律學 Regtsgeleerdheid 及經濟學 Economie 政治 Politiek 外交 Diplomatie 等の學問は全然知られていない。

それ故に我々の目的は、これ等一切の學問を學ぶにある。僅かな滯在中に、このように多くの、そしてそのように大切な事柄を全部學ぶことは、實に不可能なことであるから、此等の諸學科を一章一章順序をたてて學ぶのではなく、それは今後第二回に派遣される若い學生にやらせることにして、私の計畫は要領をかいつまんで學ぼうと思う。私の貴下に希望することは、以上のことを諒承せられて、私に一人の良師を選んでいただきたいことである。

フランス語は各種の學問上、非常に大きな役割を演じているが、これを話すことは、我々に甚だ困難で、これを流暢に話すものは甚だ稀である。私は時間の許す限りこれも學びたいと思う。私は既に英語を學び、それを讀んだり、理解したりすることが

出來るが、會話は出來ない。

右の外、尙、哲學 Philosophie と稱せられる方面の學問の領域も修めたいと思う。我が國法が禁じている宗教思想は、デカルト Descartes ロック Locke ヘーゲル Hegel カント Kant 等の唱道したこととは相違していると思うから、これらも學びたいと思う。

この仕事は困難であらうが、しかし私が考えますに、これ等の學問の研究は、我が國の文化の向上に役立つところが少なくないと思うから、短い期間のことで、恐らくはむつかしいであらうが、その一端なりとも學びたいと思う。

私はヨーロッパの習慣については、全く知らないから、好意ある忠告によるにあらざれば、自分で何も決することが出來ないことを、自ら承知している。切に貴下の思慮ある助言を庶幾う次第である。

鄭重と敬意とを以つて

貴下の下僕　西　周　助

右の書翰は西が便船 Ternate 號上で書き、一八六三（文久三）年六月十二日、卽ちオランダに到着直後ホフマン教授に宛てたもので、原文は蘭文、フィッセリング家の文書にあるものである（右は板澤武雄博士の譯文による。同氏著『日蘭文化交涉史の研究』三七四―三七八頁に掲げてあるもの）。これによつて、彼等が「ヨーロッパ諸國との關係において、また內政及び施設の改良を行うためにも、より必要な」という革新的な知的自覺のもとに、從來の蘭學に缺如していた統計學、法律學、經濟學、政治、外交等の新知識を學ぼうとしたことがわかる。

ホフマン Johann Joseph Hoffmann（1805―78）はレイデン大學の日本學教授で、シーボルトの助手を勤めた日本通の著名な東洋學者であるが、かかる關係から西、津田はまずホフマンを賴つたのである。ホフマンは兩人の意向を知つての教師としてやはりレイデン大學の經濟學教授シモン＝フィッセリングを推し、フィッセリングはこれを承諾して兩人を指導することになつた。（ホフマンについては幸田成友著『南と北』所收「ヨハン・ヨセフ・ホフマン」參照）。

フイッセリング Simon Vissering は一八一八年アムステルダムに生れた。レイデン大學で Thorbecke（後首相となる）の教をうけ、卒業後辯護士となり、後にトウルベックの後繼者としてレイデン大學の經濟學の教授となつた。經濟學では當時勃興していたドイツ歷史派に反對し、自由主義、自由貿易論で、學界並に論壇で重きをなし、著書も多い。フイッセリングの古典的自由主義は、西、津田に傳えられ明治初期の日本の啓蒙思想に大きな支柱を與えた。フイッセリングは晩年大藏大臣その他の公職につき、一八八八年歿した。フイッセリング家には、西、津田の從學關係文書三十八通がある。これは板澤、岩生兩教授が採訪し、本全集に利用することをえた。全文は本全集の別卷に收錄する豫定で、フイッセリングに關する解說もその際に讓る。

西、津田は一八六三年六月四日（文久三年四月十八日）ロッテルダムに到着、フイッセリングの內諾をえたので、同月十四日附でフイッセリングに會見を求め、その結果、翌々十六日附のフイッセリングから講義方針の覺書卽ち本編(四)の *Nota betreffende het onderwijs te geven aan de Heenen Tsoeda Sin Itiraur en Nisi Siursocke* が送られた。フイッセリングは西、津田兩人の希望に卽して五科の學科をたて、兩人もこれを承知して、右の文書にもある通り、約二ヶ年の豫定で、同年の夏期休暇を終つた十月からその學習を開始した。

西、津田のフイッセリング從學に就いてはフイッセリング文書があり、西の文書には「記五科授業之略」以下若干、津田の文書にはオランダ文の講義筆記六冊が殘つている。オランダ文の講義筆記とフイッセリング文書は本全集の別卷として刊行する豫定があるので、ここには直接五科學習に關係する文書四點を編集することとした。このほか、西の『萬國公法』の凡例、神田孝平の『性法略』の緒言と、津田眞道の『泰西國法論』の凡例などが參照さるべきである。

まず、フイッセリングが選んだ五科とその飜譯書を表示すると左の通りである。

（原名）	（西の譯語）	（飜譯書）	（譯　者）	
Natuurregt	性法之學（自然法）	「性法說約」 『性法略』	西　周 神田孝平	（慶應三年譯） （明治四年刊）
Volkenregt	萬國公法之學（國際公法）	『萬國公法』	西　周	（慶應四年刊）

Staatsregt	國法之學（國法學）	『泰西國法論』	津田眞道（慶應四年刊）
Staatshuishoudkunde	制産之學（經濟學）	飜譯書なし	（津田眞道擔當）
Statistiek	政表之學（統計學）	『表記提綱』	津田眞道（明治七年刊）

（全集二、七〇〇～七〇四頁）

なお西と津田の二人がフィセリングから何を学び取ったかについては大久保健晴二〇〇三「西周の初期体制構想」東京都立大法学会雑誌四四巻一号を参照されたい。

六八　五原新範第一巻（八本）　丁ノ八　西周文書目録六八　大久保目録一〇九

（朱）
丁ノ八　六八

西　天根

五原新範第一巻

大さ 2.35 cm．× 16 cm．

これは第三稿本である。表紙は自筆、淨書本、半紙無罫、本文墨付二十八枚、本文はひら假名で、ロジック、アリストテレスなどの學名や人名はかた假名で書いてある。ほとんど訂正なし。

ロ本と對校すると、その訂正によるものである。ただしそのすべてを移していないことはロ本の解説に説明した通りである。

（全集一、六四六～六四七頁）

六九　学問ハ淵源ヲ深クスルニ在ルノ論　大久保目録一〇〇

東京大學法理文三學部講義室における講演。同學部發行「學藝志林」第二册、明治十年八月印行とあるものに掲載されたものである。この講義室は、明治十年三月神田一ツ橋の東京開成學校内に設立されたものである。講義室といつても講演用のものらしく、三月十日の開設の式典には福澤諭吉と西村茂樹が講演をしている。東京開成學校はこの年四月十二日東京醫學校と合併して東京大學となり、東京開成學校はその法理文三學部となつた。この講演は四月十二日以降八月以前であるが日は不明である。「學藝志林」は三學部の機關誌でこの年七月創刊、内容は各方面の學問の啓蒙を目的としたもので、西などの學外の學者の寄稿もかかげた。この講演は同誌の巻頭にあり、九頁。なおこれは講演の筆記で原稿らしいものは見當らないので、右の雑誌を臺本とした。句讀點がないので、新たに附した。

（全集一、六七三頁）

七〇　不明

七一　不明

七二　加藤先生博言學議案　丙ノ四〇　大久保目録九九

これは明治十三年三月十五日、東京學士會院第十八回の例會で述べた講演で、その前會の二月十五日の例會に會員加藤弘之が提案した「議案」に對する駁論である。西周の文書中には稿本なく、現在日本學士院にも殘つていない。『東京學士會院雑誌』第二編第二册に掲げてあるので、本全集にはこれを轉載した。該雑誌本には句讀點がないのでこれを附したほか原文のままである。

「東京學士會院紀事」の、同例會の記事のなかにこの講演について「次ニ會長（西）ハ西村茂樹君ヲ假リニ會長トナシ、代リテ其

席ニ就キ「加藤先生博言學議案ノ議」ト題セル議案ヲ演說セリ、會長西村君ハ前會加藤弘之君ノ發議ニ係レル日本邦語ヲ修正セント欲スルニハ、其根據トナルベキ博言學ヲ研磨ノ爲メ俊秀者一二名ヲ歐洲ニ留學セシメ、該輩カ歸朝ヲ待テ着手スヘシト云ヘル說ト、今之ヲ非トシテ別ニ見込ヲ立テタル西君ノ說トハ孰レヲ可トスヘキヤヲ問ヒシニ、衆員ノ論スル所大同小異アリト雖モ、到底西君ノ說ニ左袒スル者ノ如シ、然レトモ衆論猶ホ盆出シ、加藤、西兩君ノ說ヲ一刀兩裁シテ可否決ヲ取ルノ場合ニ至ラス、且ツ時間モ漸ク進ムヲ以テ猶又之ヲ後會ニ讓ルヘシト決ス、仍テ西君ハ再ヒ會長ノ席ニ復ス、但該稿ハ囘覽を用キス直ニ印刷ニ付スヘキモノトス」とある。

（日本學士院編『日本學士院八十年史』本史及び同『資料編』第一收錄の「東京學士會院紀事」參照）。

（全集二、七六九～七七〇頁）

七三　不明

七四　不明

七五　演說會ノ說

大久保目録一〇一

明治十年六月一七日、當時神田一ツ橋にあつた東京大學三學部講義室で、學生の招聘に應じて茶話會で試みた講演で、同年八月刊の『講學餘談附錄』に掲げられたものである。西文書中に草稿なく、西周舊藏の刊本を底本とした。『講學餘談』は明治六年六月創刊、翌十一年三月までだた。四六版型和紙（二ッ折）の小册子、この附錄は第四號についたものである。この雜誌は東京大學學生の執筆になる啓蒙的學術雜誌で、編輯者は第五號まで三橋惇、第六號以下は鈴木義宗でおそらく彼等は學生代表であらう。茶話會なる學生の會のはじまりは明治七年頃であることはこの西の講演の冒頭で推知される。學生たちの執筆であるが、內容的には當時の著名諸雜誌に比べてさほど見劣りがしない。この附錄はいはば大家先生を招いた特輯號で、この西周の講演と加藤弘之の「愛國心ヲ論ス」を掲げている。全體で一六ページ、發行所は銀座四丁目の東京曙新聞社である。西、加藤の講演の前置文があるので

參考のため左に全文を轉載しておく。

左ノ二篇ハ去ル六月十七日、東京大學三學講義室ニ於テ茶話會員ノ本會三週年會ヲ開カル、ニ方リ、其招ニ應シテ西加藤兩先生ガ演說セラレシ者ニシテ唯ニ大學生徒ノ爲メノミナラズ大ニ世ノ爲メニ裨益アランコヲ察シ之ヲニ先生ニ請ヒ茲ニ刊行シテ附錄トス

これでこの講演の由來がわかる。原文には句讀がないのでふした。

（全集二、解説四八～四九頁）

七六　兵家德行　　丙ノ三九　大久保目録九八

明治一一年二月一九日以降陸軍の偕行社内の燕喜會において陸軍將校を相手に講演し、同年五月二一日終了、これを『内外兵事新聞』第一三二、一三六、一四〇、一四五號に連載、さらに同新聞第百六十六號附錄として合本が明治十一年十月二十日印行されて軍人訓誡と併せてひろく陸軍内部へ頒布された。西文書には草稿その他關連文書なく、本全集は右の刊本を底本とした。

「兵家德行」とつぎの「兵賦論」とは陸軍の偕行社内の燕喜會における講演である。偕行社は陸海將校のクラブとして明治十年二月十五日發會式をあげた。陸軍省用地九段坂上ノ邸舍にて開催。會員は陸海軍準士官以上とあるが、陸軍が主で後長く存續した。燕喜會はこの偕行社内に勝讀會、獻功醫學會、金曜會等とともに結成された一種の部會サークルである。結成の年月は判明しないが偕行社發會後間もない頃であらう。最初は毎週火曜日開催、兵事諸般に關する講究を目的とし、毎會誰か講演を行つている。以上は『内外兵事新聞』によつた。編者のみた明治新聞雜誌文庫本には缺號があり燕喜會結成のときが判明しない。同誌には『偕行社雜錄』の欄があつてこの燕喜會の記事が揭げてある。西の「兵家德行」もこの會合での講演であり、その内容が載つている。筆記でなく西の原稿であらう。第一回の記事は本文の冒頭に揭出したので第二回以下を參考のため左に揭げる。

偕行社雜錄

去ル十九日（火曜日）燕喜會ハ客員西周君參席シテ前會兵家德行ノ續陸軍風尙ノ事ヲ演說セラレ次ニ大久保《春野》君遠足行軍法ヲ改良スヘキノ論ヲ述ヘラレタリ而シテ其聽衆ハ同會員其他ノ諸君數十名アリタリ

（以下に「兵家德行其二」を掲ぐ。『內外兵事新聞』第一三六號、明治十一年三月二四日刊）

偕行社雜錄

去ル十六日（火曜日）燕喜會ハ例トシテ西先生カ臨席セラル、筈ナリシカ事故アリテ缺席セラレ演說ノ草案兵家德行論ノ續キ風尙ノ說一篇送ラレタルニ付キ大久保君代リテ之ヲ朗讀ス聽衆ハ同會員曾我《祐準》小澤《武雄》等ノ諸君其他數十君臨席セラレタリ

（以下『兵家德行其三』を掲ぐ。『內外兵事新聞』第一四〇號、同年四月二一日刊）

偕行社雜錄

去廿一日（火曜日）燕喜會ハ西周君出席セラレテ兵家德行論風尙ノ續キヲ演說セラレ聽衆ニハ該會員其他推參ノ諸君數十名アリタリ例ノ該會演說ハ休業セラレタリ

（以下『兵家德行其四』を掲ぐ。『內外兵事新聞』第一四五號、同年五月二六日刊）

『內外兵事新聞』は明治九年三月十二日、第一號を發刊、週刊、四六版、每號二十餘ページ前後の小冊子である。內外兵事新聞本局の發行となつており、はじめは岡本監輔が編輯印刷總長であつた。陸軍省海軍省記事印行御用とあり裏告として「今般官許ヲ得テ內外各國ノ海陸兩軍ノ兵事ニ關スル公報行事制度ノ沿革、利器ノ發明等ヨリ興軍宣戰等ノ得失成敗及ヒ其學術ニ關スル論說其他雜聞等ヲ輯錄シテ小冊子トナシ一周一回發兌候間此等ノ新聞奇說アランニハ幸ニ垂示セラレシ┐ヲ切ニ希望スル所ナリ、明治九年三月、內外兵事新聞局」とある。各號の卷頭には陸海軍省記事を掲げ、つぎに論說以下を掲げてある。『內外兵事新聞』は現在國立國會圖書館憲政資料室にも第一號以下五十號までがあり、明治新聞雜誌文庫には明治十七年二月十七日第四四四までであるが缺號が多

い。いずれも一部分でほかに完全揃いの存在を聞かない。

「兵家德行」は兵家の德行、卽ち軍人、とくに指導者たる將校の守るべき道德、或いはいわゆる軍人精神を軍人のために說いたものであるが、西がこれを一般市民社會と全く成立の基礎を異にする軍人社會の特質からきはめて原理的に解明したところにいかにも西らしい特色がみられる。內容は本文に讓つて解說は省略するが、この西の軍人道德論は要するに、日本の近代市民社會の形成期にあたつて、舊封建武士團とは原理的に異る新興のわが近代軍隊の社會的存在形態をいかに理論づけるかという問題である。この講演はこれをイデオロギーの面から解明すると同時に軍隊組織のメカニズムにより從命法を骨子とする軍の新しい組織論として說いたものであつた。

しからばこのような發想がどうしてなされたのかということが問題となる。これは要する西南戰爭の勝利によつて新軍隊の成功が證明された結果、さらにこの組織の基準を新しい「兵家の德行（モラル）」として確立して軍隊を內部から固めるためであつた。したがつてこの兵家の德行は決して古い封建的な武士のモラルの再現ではないので、それを近代化した新しい軍人道德の建設をはかつたものであるといはなければならない。これがつぎの「軍人訓誡」となり、さらに「軍人勅諭」となつた。もちろんその間には性格的轉換はあるが基本線は變つていない（當時の兵士間の風潮については亘理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』昭和七年、中文館、第五「國民の兵役に對する態度と兵士の品行」參照）。西によれば軍人社會は民權家風、狀師家風、貨殖家風の社會とことなり長上への從命法の支配する特殊社會とした。この從命法は軍人の本務である戰爭の原則から必然的に要請されているが、さらに日本人固有の風尙とする「忠良易直」にもとづくとしている。この「忠良易直」は『明六雜誌』第三十二號揭載の「國民氣風論」（本卷諸文集收錄）にいう「忠諒易直」と同じものであるが、「國民氣風論」においては近代市民社會の形成上むしろ排除すべきものとしている。ところがこの「兵家德行」では軍人社會を平常社會（市民社會）から區別し、この軍人社會では「忠良易直」を「武人ニハ適當ノ性習」としている。もちろん限定した意味における肯定であるが、これがつぎの「兵賦論」となると軍備强化論となつて國防論へと傾くのである。

さてこのような西の軍人道徳論は、當時の軍部、とくに陸軍指導層の思想を理論的に代表するものであつたことはいうまでもない。この軍人道徳論には軍人に對する部内統制のための訓誡的要素がつよく、したがつて當時の諸軍律（軍刑法）の内容と比較檢討してはじめてその意義がわかるのである。よつて側面資料として以下少しくその重要なものを紹介しておきたい。明治の軍隊はその創設に當つて軍の統制に多く意をはらい、明治元年二月、東征海陸軍に達書を以て軍の非違を戒めた。參考のために軍律關係の主要なものを列擧すると、

海陸軍への達書並陸軍諸法度　明治元年二月二十日

松下芳男『明治軍制史論』上卷四一一ページ參照。

大坂に於ける令達　明治元年四月十五日

松下芳男『明治軍制史論』上卷四一二ページ參照。

陸軍局法度　明治元年五月三日制定

これが軍律の形ででた最初のものである。『法令全書』。

軍事小典　和裝横本二冊　明治紀元戊辰秋日　兵學寮鏤梓

和蘭軍務局本の飜譯、大島恭次郎譯、譯者序あり、内閣文庫藏。

軍　律　明治二年四月二十九日

徒黨を嚴禁する條項あり。

陸軍日典　第二　勤方規則　和小本一冊　明治二年十二月　兵學寮刊

佛國軍隊規典の飜譯、大島恭次郎譯、序文奥附等なし。内閣文庫藏。

陸軍日典　内務之部　和小本一冊　明治三年十一月　兵學寮刊

前掲譯書の姉妹編、大島恭次郎譯、序文奥附なし。内閣文庫藏。

陸軍律　和一冊（巻之一）　明治三年十一月　兵學寮刊

翻譯、市川陸軍兵學小教授譯。內閣文庫藏。

御親兵御規則　明治四年六月

陸軍局達

このうちに「兵タルモノ政事ノ得失、官員之是非ヲ論スヘカラサル事」の一項がある。これは御親兵の政治干與禁止で、「兵タルモノ」と限定してある。意味內容は軍人全體に及ぶその非政治性の訓誡ともいえよう。

讀　法（初版）　兵部省　明治四年十二月二十八日

七章、軍人の常に服膺すべき戒め。これは陸軍各兵士が所持せしめられた手帳（軍隊手帳の前身）に記載して兵士に與えられた。翌五年には「誓文」なるものがやはり右の手帳に記載された。右の「讀法」は西の起草ともいはれているが確證はない。

海陸軍刑律　明治五年二月十八日制定

懲罰令　明治五年十一月十四日制定

歩兵內務書　明治五年六月

これは軍隊內部の諸規律であり、この年その第一版制定、明治八年九月第二版、ついで明治二十一年大改訂して「軍隊內務書」となつた。

軍人訓誡　明治十一年十月

陸軍刑法（太政官布告）　明治十四年十二月二十八日

軍人勅諭　明治十五年一月

以上の目錄の作成には松下芳男『明治軍制史論集』、同『明治軍制史論』上卷を參照した。これらの諸軍律の制定には、西が關與し、或いはその起案に當つたものも多いのであるが（明治三年以降）、その一々を具體的に

究明することは現在史料的に困難であらう。なおここで注目すべきことは、その制定には西洋各國の軍律の影響がつよいことである。西の場合にしても忠良易直という封建武士的な德行を強調しながら、その實質は西洋風の軍隊メカニズムの統帥原理としての「節制」である。彼の說く從命法（服從）にしても封建武士の獻身の道德そのままではない。以下その點の資料を若干紹介しよう。

前表にかかげた明治初年の軍律關係の諸規定には蘭佛軍律書の飜譯が多いが、これらは西洋の軍律の紹介と同時、西洋の軍律思想を傳えた。西の軍人道德、軍人精神論はこの影響が大きい。たとえば明治二年の『陸軍日典・第二勤方規則』の冒頭には「服從總論」を掲げて「從命法則」を說いている。これは「兵家德行」の從命法の思想と基本および系統をひとしくし、そこに西の思想の由來の一端をみることができる。左にその部分を引用して參考に供する。

勤方規則第一卷

服從總論

一　從命法則（命令に聽從して違背する叓勿らしむる爲めに法則を立つ之を從命法則と云ふ以下略して單に法則と云ふ）ハ最も能く兵勢を振ハす者なる故に凡そ長官ハ必らす其配下に十分命令を聽き常に服從するを得ざる可らす配下ハ誹謗する叓勿く小言ふ事勿く命令を文句の通りに施行するを要す其施行の良否ハ命令の權を執る者其責に任す下の者命令の不都合を訴ふる叓あらバ先つ其命令に服從し然る後ならでハ訴ふる事を許さず

一　兵士の勤務に便利ならしめんが爲めに法則ハ確定し且つ慈愛を兼るを要す總へて無益の嚴酷規則中に載せざる仕置或ハ職分の主意に非らずして私意を以て申渡せる仕置及び凌辱の仕向、愚弄の手振。舞面附。言行ハ嚴しく禁す可し○何れの等級にても武官ハ慈惠を以て其下の者を取扱ひ下の者の爲めにハ厚恩なる手引者し爲り之れに諸々の便利の待せしむ可し且つ忠勇にして功を立、名を揚ぐべき人を敬する心を以て之を重んず可し

一　長官に服從するハ級を逐て嚴重なるべし之を明かに定示せる規則を精考し自儘に從ふ事なく各々其等級を分限並に職分丈けに守るへし

また『陸軍日典・內務之部』の冒頭も紹介しておこう。

陸軍日典　內務之部　　大島恭次郎譯

第一門

上下の順序大本の事

第一條　何れの隊にても銘々上たる人にハ諸叓相隨ひ可申上たる者下たる者を取扱ふにハ上下の分を亂さす柔和にして親の子に於けるが如くにし何事も正直を旨とし前後趣意の貫徹いたし候樣心掛け決て押付けケ間敷所置有之間敷且又下たる者に勤を致させ候に上たる者ハ下たる者の心得を失さる樣爲致候事

兵卒を取扱ふハ柔和慈愛を以てし決て不當の所置有之間敷總て上たる人の敎導に皆深切の叓なりと悅せ若シ兵卒中罰を蒙るへき者ある時ハ其罰法律より外れさる樣致し且又兵卒たる者豪氣ありて從順なる人其身の名譽を揚るの助けなる叓を厚く心得候樣士官より篤と敎導あるへき事

第二條　凡て公務に限らす何事におゐても長上に對し從順尊敬を表し可申事

第三條　位階同等の者一所に罷在候節ハ同隊同兵の者にても又ハ同隊同兵の者に無之ても公務に關り又ハ居り合に差響き候事件に付てハ新參の者或ハ年少の者ハ故參年長に對し從順なる叓矢張上たる人に從順たると可爲同樣の事

第四條　下たる者ハ上たる者に對し諸事忍て從順なるへし命令有之ときハ命令の通無相違速に相行ひ可申事

右の如く從順たらしむるに付てハ諸事を命する心掟に外れさる樣又ハ道理に相叶正直に本つき候樣いたし度且又何の位の人にても上たる者下たる者に對し少しも麁暴の口上決て有之間敷候事

（全集三、解説五～九頁）

以下の記事には墨による漢数字は振られていない。今暫く大久保利謙の手になる西周稿本目録に付された番号を洋数字で示す。

86　知説

丙ノ二八　西周文書目録一二五　大久保目録八六

「知說」は「明六雜誌」に發表、五節よりなり、㈠は第十四號、明治七年七月刊、㈡は第十七號、明治七年九月刊、㈢は第二十號、明治七年十一月刊、㈣は第二十二號、明治七年十二月刊、㈤は第二十五號、明治七年十二月刊に掲載された。すぐれた知識論であり、大作「百學連環」の改訂稿ともみるべき力作である。同書の總論の學問體系論の部分を知識論として再論したものであるが、僅かに普通學中の文學論までで終っている。その續稿はついに書かれなかったが、その學問體系論はその後に重要な修正が行われている。その要點だけは明治十二年十一月十五日、東京學士會院における講演「日本文學會社創始ノ方法」(「東京學士會院雜誌」一の十掲載、本全集第二卷言語國語篇におさむ)のうちに言及してある(大久保利謙稿藁全集第一卷「百學連環」解說、並びに同「西周の歷史觀」―「明治史研究叢書」第二期第四卷「近代思想の形成」所收を參照)。

哲學篇ではこの「知說」のほかに「教門論」と「人生三寶說」の三篇が「明六雜誌」に掲載してあるが、いづれも原稿が殘らないので、「明六雜誌」本を臺本とした。「明六雜誌」掲載はすべてかた假名で、句讀點がなく、改行も少ないのではなはだ讀みにくい。校正も不統一で誤植もあり、必ずしも良好といえない。本全集は原型保存の意味で形式はそのままとし、ただ句讀點を附し、多少用字を統一し、明白な誤りはあらためた。この「知說」は麻生氏の「著作集」のほかに三枝博音氏編「日本哲學全書」第六卷西洋哲學篇に解說を附し全文を收錄してある。

(全集一、六三一～六三頁)

87　人生三寶説　　丙ノ二九　大久保目録八七

「人生三寶説」は「明六雑誌」に發表、八説より成り、㈠は第三十八號、明治八年六月刊、㈡は第三十九號、明治八年六月刊、㈢は第四十號、明治八年八月刊、㈣は第四十二號、明治八年十月刊に掲載された。「明六雑誌」はそのつぎの第四十三號限り廢刊となり、この論文は掲載中絶の浮目をみた。ところが幸い萱生奉三の「西先生論集」には㈤以下㈥、㈦、㈧が收錄されている。この論文の原稿も散逸しているので㈠—㈣は「明六雑誌」本を臺本とし、㈤—㈧は「西先生論集」本に據つた。しかし最後の㈧の末尾に次篇云々とあるから、この論文は結局完結となつていない。

（全集一、六七二頁）

「人生三寶説」は㈣まで明治八年刊行の『明六雑誌』に掲げられ、㈤以下は明治十三年刊の萱生奉三編『西先生論集』に掲げられた。㈤以下は㈣以下についで執筆されたと思われるが、㈥の中に「我輩既ニ班白ニ達スルモ、猶日ニ知ラサルヲ知ラムト欲シ、五十九年ノ非ヲ知ラムヿヲ冀フ者ノ如シ云々」の文句がある。この「五十九年」とは何をいうのか、意味を汲むとどうも、執筆者自身の年齢を指すものらしい。ところが西の五十九才は明治二十年であるから辻褄が合わなくなるが、これを若し四十九才の誤植とすると、明治十年となる。この推斷が許されれば、この「人生三寶説」㈥の執筆は八年より一年おいた明治十年ということになる。これは『西先生論集』の誤植の可能性に立つ推論であるが、全く無稽でもなかろう。これは「人生三寶説」の追考であるが、それと關連ある「原法提綱」の成立年代の問題にも密接なものを持つので、ここに言及した。

（全集二、七〇九頁）

88　教門論　　丙ノ三〇　大久保目録八八

「教門論」は西の宗教論である。六節よりなり「明六雑誌」に發表、㈠は第四號、明治七年刊（發行月記載なし、三四月か）、㈡

は第五號、明治七年刊（發行月記載なし、四月か）、㈢は第六號、明治七年刊（同上）、㈤は第八號、明治七年五月刊、㈥は第九號、明治七年六月刊、㈦第十二號、明治七年六月刊に掲載された。第七號は休載で、㈢から㈤にとび㈣が缺けている。これはたんなる休載とすれば㈣がないのはおかしいし、或はまたその間に一節の原稿があつたが、何等かの理由で掲げなかつたのか、原稿が殘つていないので判明しない。この論文はのちに萱生奉三編の「西先生論集」に收めてあるが、それは㈤以下を順次くりあげて六節としている。麻生義輝氏の「著作集」は「西先生論集」を臺本としているから、やはりおなじとなつている。

なお「致知啓蒙」の初稿本「學原稿本」の欄外餘白にこの論文草案が書きこんである。（二十枚目のウラから二十四枚目のオモテまで）。表題をつけず、第一節の冒頭から書きはじめ、第二節は「敎門論」二として最初の部分で中絶している。この「學原稿本」の欄外にはこのほか「練火石造說」、「大臣論」等が書いてあるが、「明六雜誌」の原稿が失われている今日、この「敎門論」草稿斷片は珍らしいから參考のため附戴として全文を收めた。

89　煉火石造ノ説　　丙ノ三〇　大久保目録八九

（全集一、六七〇～六七二頁）

九　煉火石造の說

『明六雜誌』第四號に掲載された。刊行の月記を缺くが明治七年四月であらう。內容は煉火石造建築物の築造技術になぞらえて薩長政府の政柄を批判したもので、明六社の立場を示す論說の一つである。『郵便報知新聞』を檢すると四月四日紙に「明六雜誌拔萃」としてこの「煉火石造ノ說」と杉亨二の「佛人シユルリー氏國ノ衰微ニ赴く徵候ヲ擧ル條目左ノ如シ」の要旨が紹介してあるので、第四號がそれ以後の發刊であることがわかる。

『明六雜誌』掲載論文の草稿は現在西文書中に殘つていないが、この「煉火石造ノ說」だけは、偶然その斷片が見出された。第一卷哲學篇收餘の「學原稿本」（已巳、明治二年起稿）の上欄外（原本の本文三枚目、本全集本三一一ページ上欄）の餘白をかりて約

三ページにわたつて細字で書きこんだもので、この論文の發表は明治七年三月であるから、恐らくその頃に書いたものであると思はれるが珍らしいので附載として原文通り飜刻しておいた。なお第一巻に收めた「學原稿本」はこの欄外の書いれをはずしてある。（全集三、解説四〇頁）

90　洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論　丙ノ三一　西周文書目録一二四　大久保目録九〇

『明六雜誌』の創刊第一號に發表してその卷頭を飾つた。明治七年三月刊である。同誌は四六版、十三行三十字詰、この論文は九頁半。原稿が殘らないので『明六雜誌』本を臺本とし、句讀點をほどこしたことは全例通りであるが、中の圖表は多少組み方を改めた。

西の論文はローマ字採用論で、明治初頭の國字改良論の上に一石を投じたものであることはいうまでもない。とくにローマ字採用論では、明治二年に南部義籌が「修國語論」を建議して洋字の採用して國語の獨立と發達をはかるべきことを說いた（明治初年のローマ字採用論に就いては川副佳一郎著『日本ローマ字史』を參照）。

西の洋字採用論は、ローマ字論としても詳細且つ論理的であるが、この論文發表の眞の趣旨は、日本の國民文化の啓蒙であり、人民の暗愚の退治を力說した啓蒙精神をよく披攄した論文であつて、『明六雜誌』の創刊を飾るに最もふさわしい。この論文が單なる國字・國語論でないことにまず注目しなければならな。なお、明治三年の「文武學校基本並規則書」では「五六十年後は全く漢字を廢止度義ニ有之候」（本卷四八五頁）と漢字の廢止を唱えていることは、このローマ字採用論の前提となる意見であらう。

（全集二、七六六頁）

明治七年三月には西周はなお自然法思想の持ち主であったことは見逃せない。西周が自然權の論理に決別するのは明くる明治八年中のことであったと推計される。この点については蓮沼啓介二〇〇九「西周の法哲学再考」（本誌第五九巻二号）を參照されたい。西が学んだ自然法思想の特色については大久保健晴・前掲論文を參照されたい。

91　學者職分論ノ評　丙ノ三二　西周文書目録三四　大久保目録九一

西周は明六社の創立に當つて津田眞道、加藤弘之、福澤諭吉等とともに西村茂樹から加盟を勸誘されて參加し、同社の有力メンバーの一人となつた。（西村茂樹『往事錄』參照）。明治七年三月『明六雜誌』が發刊されると創刊號に「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」を掲げ、最終號までに十三篇、回數にして二十五回の寄稿を行つている。本全集第一・第二卷に哲學關係政治關係の論文を收錄したが、これに漏れたものを以下順次、該雜誌掲載の順によつて掲出する。思うに、明六社時代（明治六―八年）は、西の學問・思想的活動のうえで最高潮であつた。したがつてこの『明六雜誌』寄稿の諸論文は西の多くの著作中でも內容的に最も充實し、且つすぐれているのみならず、同誌掲載の諸家の論說中では、多少贔屓めであらうが拔群であると思はれる。ゆえにこの明六社時代は西の思想研究上重要な時點であるが、遺憾ながらこの時期の日記は缺けて無い。なお明六社は解散後も關係者の會合がつづけられたが、これは明治十五年以降の西の日記に明六社會という名で散見し、好んで出席している。この明六社會について社員清水卯三郎の後嗣清水連郎が亡父の逸事を書いた「瑞穗屋卯三郎のこと」（明治文化研究會『新舊時代』第一年第十册掲載）の一節に左の後日譚がある。

明六社の終りがどうであつたかといふことを申上げます。明六雜誌も發行せず講演も止めた後は、同人がただ會合して昔話や學術上の話を語つて居ましたが、遂に溜つた金を使ひ盡すことにしようと相談がきまり、毎月一日に神田橋外に在つた西洋料理店三河屋を主もなる所として、富士見軒や精養軒で會合を開き、會員外の外山正一博士や菊地大麓博士も來られたことがあり、時々重野安繹先生の如き人を招き昔の話を聞き、一人減り二人減りして遂に明治四十二年頃には、加藤弘之先生と杉亨二先生と會計をしてゐた世良太一君と父ときりとなつて、父が明治四十三年沒してから間も無く加藤先生も杉先生も逝かれて遂に消滅しました。

これには西の日記の記事とよく照應する。

『明六雑誌』掲載の諸論文は、原稿を同社へ送ったままとなったせいか、若干の例をのぞいて草稿は現在西文書中に見當らないので、本全集はすべて同誌掲載のものを底本とした。なお、以下掲載の、「煉火石造ノ說」「愛敵論」「情實說」「秘密說」「國民氣風論」は明治十三年刊萱生奉三編『偶評西先生論集』に收められている（本全集第一巻總記參照）。

この「非學者職分論」は『明六雑誌』第二號、明治七年三月刊に掲載された。その題名が示すように福澤諭吉の「學者の職分を論ず」（福澤諭吉『學問のすすめ』第四編、明治七年一月刊）に對する批判で、加藤弘之、森有禮、津田眞道等の反駁文とともに掲げられた。これは民撰議院論爭とともに『明六雑誌』を飾るこの時期の論壇の注目すべき論爭である。福澤は同じく明六社の社員であるが、西、加藤、森、津田などは對政府關係でかなり意見態度を異にしていたことは改めて說くまでもないことである。福澤の「學者の職分を論ず」（學者職分論）は、この點で前記の明六社の人々への一種の挑戰狀のような內容であった。そこで『明六雑誌』第二號はこれに答えた四つの反駁文を掲げた特輯號となったのである。同號のはしがきには「福澤先生ノ學者職分論ハ慶應義塾出版ノ學問ノ勸メ第四編ニ見エタリ、是先生此社ノ爲ニ著ハス所ニシテ素ヨリ此誌中ニ載スヘシト雖モ、既ニ發兌ニ就クヲ以テ爰ニ之ヲ載セス、觀者之ヲ見ルヘシ」と斷ってあるがこれによると、福澤の「學者の職分を論ず」は元來『明六雑誌』のために起稿したものらしい。「既ニ發兌ニ就クヲ以テ」とあるのはどういう事情か、この「學者の職分を論ず」の發刊は明治七年一月であるから『明六雑誌』第一號發刊が豫定より遲れたために（『明六雑誌』第一號發刊は同年三月豫『學問のすすめ』のほうに廻はしたのであるかと一應うけとられるが、その邊の事情はわからない。石河幹明氏の前掲『福澤諭吉傳』第二卷にはこの論爭のことを詳述し、これは明六社會の席上で述べ、さらにこれを文に草して『明六雑誌』に寄稿する筈であったが、都合によつて『學問のすすめ』のほうに載せたものであらう、と推測している。これは恐らく「學者の職分を論ず」の附錄に「本論に付二三の問答あり云々」とあるのを資料としたものであらう。この問答が誰々を相手に何時何處で行はれたかは明記してないが、その時期は前後の事情から少なくとも明治六年の秋頃のことでなければならない。これはちょうど明六社設立の下話の進行中であったから、彼等同志の會合で、明六社の結社に因んで自分達洋學者の在り方、對政府の關係や態度について論議したこともあらう。その際福澤が自說を開陳し、

これに加藤、森、津田、西等が反對意見を闘はしたということも考えられる。このような想定が果して前記の「學者の職分を論ず」の附錄の文句に當てうるかということになる。ところがこれには森有禮の「學者職分論ノ評」の末尾に「其附錄ノ如キハ若シ之ヲ除カハ更ニ一段ノ佳味ヲ生セン歟」とあるのが多少引なかかる。そこで『前揭福澤諭吉傳』第二卷はこの點を問題として二樣の解釋をほどこしている。右の附錄の內容と前記四人の反駁の內容とはあまり一致しないから或はこの附錄は石河氏が推察するような福澤の假托の筆法であるかもしれない。すると『明六雜誌』第二號のはしがきはどう解すべきなのか。『明六雜誌』發刊の計畫が何時頃からはじまつたか、その邊のところは全く不明であるが、これを明治六年の秋頃のこととして、福澤がこれに寄稿するためこの一文を書いた。それには明六社の同志と論議した問題を採りあげ、假托の反論反駁を附したということは十分考えられることである。ところが福澤がこれを自著の『學問のすすめ』でいちはやく發表してしまつたので加藤以下もこれに對抗上默つてはいられなくなつたのは當然であらう。とくに附錄などをつけて挑戰的な形式をとつたので總反擊のようになつた。なかでも森はこの附錄にけちをつけるということになつたという推察も考えられるのである。以上は筆者の推論にすぎないが、このような意見の相違もあつてか、福澤は明六社創立の下相談中その社長に推されたが固辭してうけず、結局明六社とはつかず離れずのような關係に終つた。

四篇の反駁文はそれぞれ筆者の個性をよくあらはしている。西のものはいかにも論理學者らしい地味な內容であるが最後に「唯余ノ如キハ聊カ飜譯ノ小技ヲ以テ政府ニ給仕スル者云々」と書いているのは明六社時代の西の心境を漏したものとして注目すべき言葉であることを一言しておく。なおこの文中に「乃チ民間同志氣ノ振フナリ、社會の立ツナリ、極メテ可ナリ」と、「社會」の文字が用いられている。これについて本全集第一卷解說六二八―六二九ページで一言しておいたから參照されたい。

（全集三、解說三七～四〇頁）

92　駁舊相公議一題　丙ノ三三　西周文書目録三四　大久保目録九二

『明六雑誌』第三号に発表。

『明六雑誌』の創刊は明治七年三月である。『郵便報知新聞』同月九日紙に、同誌發賣の廣告があり、「毎月二次出版」と豫告している。ところでこの第三號は何月の刊であるか、第一號から第六號までは發行月の記載なく、第七、第八號は五月刊、第九、第十、第十一、第十二、第十三号が六月刊、第十四、第十五號が八月刊となつている。必ずしも月二回となつていないが、この第三號は四月の刊行らしい。

第一巻の解説に述べた通り『明六雑誌』に掲げたものの草稿は今日西周文書には一つも殘つていない。恐らく明六社へ送つたままとなつたのであらう。哲學篇に收めた「知說」以下と同樣『明六雑誌』本を臺本とし、前例同樣句讀點をほどこした。

この論文は、明治七年一月十七日、板垣退助、後藤象次郎、副島種臣、江藤新平の前參議等が民選議院設立の建白を左院に提出し、翌十八日、これを『日新眞年誌』に掲げて公表した。新聞にかかる公表をすることは當時として珍しく、內容と前參議の名とからんで世論をわかせたので、一時民選議院論爭が華々しく展開した。明六社の人々もこの論爭に參加し『明六雑誌』第三號には森有禮の「民選議院設立建言書之評」と西周のこの論文と、二つの反駁論が現れ、ついで第四號には加藤弘之の「ブルンチュリ氏國法汎論摘譯民選議院不可立ノ論」第十三號には阪谷素の「民選議院ヲ立ルニハ先政體ヲ定ムベキノ疑問」第十九號には神田孝平の「民選議院ノ時未ダ到ラザルノ論」、第二十七・八號には阪谷素の「民選議院變則論」、第二十九號には西周の「網羅議院ノ說」が出た。いずれも卽時設立論には批判的な論旨である。津田眞道も第十二號の「政論」三でこの問題を採りあげ、これは贊成意見を述べた。この「網羅議院ノ說」は、建白書の論旨に對する論理的な誤謬の指摘と、民選議院設立尙早論であつて、西の學問と實踐との關係を考察する上に重要な論文である。

（全集二、七一九～七三〇頁）

93　愛敵論　丙ノ三四　西周文書目録三五　大久保目録九三

『明六雑誌』第十六號、明治七年　月刊に掲載された。以下十四「國民氣風論」まではいずれも「明六雑誌」掲載の寄稿論文である。第一巻所收の「知說」以下も同様の寄稿論文で講演をもとにしたものではない。明六社の例會が席上演說が何時頃からはじまつたかは記錄の徵すべきものはないが、明治七年十一月十六日とある福澤諭吉の「征臺和議ノ演說」が最初ではなかろうか（『福澤全集緒言』參照）。この翌八年二月六日以降の廣告欄に『郵便報知新聞』には二月一日附でつぎのような廣告がでている。のち明六社演說聽問希望者は社の許を受けて當分三十名限り切手を毎月一日十六日に築地精養軒で渡すという趣旨である。思うに明六社が演說を公開したのは八年二月十六日からではなかろうか。たとえば植木枝盛の日記をみてもこの二月十六日から毎回聽講しているのも傍證となるであろう。この二月十六日には西が「網羅議院ノ說」を述べ、その記事は『郵便報知新聞』にでている（第二巻解說七二一ページ參照）。十三の「內地旅行」までは論文であるから『郵便報知新聞』などには何等記事がない。十四の國民氣風論」は演說公開以降であるがこれも新聞記事は見出せない。

（全集三、解說四〇～四一頁）

94　情實說　丙ノ三五　西周文書目録三五　大久保目録九四

『明六雑誌』第十八號、明治七年十月刊に掲載された。古來から日本社會の上下に纏綿するいはゆる情實なる慣習に對する批判であるがいかにも西の啓蒙的精神がよくあらはれている。「情實ノ字義遽カニ之ヲ見レハ薄情ノ反體ノ如シ、然ヒ審カニ之ヲ論スレハ卽チ公義ノ反體ナリ」という結論がよくこれを示している。

（全集三、解說四一頁）

95　秘密説　　丙ノ三六　西周文書目録三五　大久保目録九五

『明六雑誌』第十九號、明治七年十月刊に掲載された。この論文も古來の秘密、秘法、家傳等の舊慣を批判したものである。これは啓蒙家西として當然ニ言すべからざる論題であらう。この論文で西が言はんとするのは後半に述べた近代社會においても必要とされる秘密事項の問題である。第一は道德上の秘密、卽ちプライバシーの尊重、第二は兵機上の秘密、第三は政略（ポリシー）上の秘密である。近代政治は詭道でなく「公明衆ヲシテ之ヲ知ラシメ、必ス正大衆ヲシテ之ニ服セシムルヲ要トス」るものであるが、ただ外交上の秘密は萬國公法もこれを許している。幕政は專制秘密の政治であつたが維新の變革は公明政治をもたらした。しかしまた「隱然タリ暗然タル者」があるようである。かかる專制の弊を征臺事件を例として痛擊し、世論に訴へ國民同感のもとに政治を行うことの得策たるを論じたもので、この論趣は明六社の薩長專制に對する批判の一つであると解される。

（全集三、解説四一頁）

96　内地旅行　　丙ノ三七　西周文書目録三五　大久保目録九六

『明六雑誌』第二十三号、明治七年十二月刊に掲載された。題目の下に「十一月十六日演說」とあり、この日の演說であることがわかる。これは他の論文と文體を異にしたゴサル體で、本全集第二卷の社會・經濟篇に掲げた「海關稅說」の一本と同じゴザル體の文體で論辨的のロジックである。

内地旅行とは西洋人が日本の内地を自由に旅行することの可否得失論である。幕末時代には攘夷の論から感情的に日本人から嫌惡されていた。この問題が眞劍に論じられたのは明治二十年代初頭の條約改正論議であつた。西のこの論文は、この系統の客觀的

論議の先驅をなすものである。論理學の論辨法によつて論證しようとした點がこの論旨の特長である。なお『明六雜誌』第二十四號には津田眞道が「內地旅行論」を掲げて許可贊成論を述べ、第二十六號には福澤諭吉が「內地旅行西先生ノ說ヲ駁ス」と反對論を寄稿した。この時福澤は『民間雜誌』第六編（明治八年一月刊）に「外國人の內地雜居ヲ許ス可ラサルノ論」を掲げている（石河幹明『福澤諭吉傳』第二卷二二九ページ以下參照）。

（全集三、解說四一頁）

97　網羅議院ノ說　　丙ノ三八　西周文書目録三五　大久保目録九七

『明六雜誌』第十九號、明治八年二月刊に發表。同誌の第三號に載つた「駁舊相公議一題」を受けて民選議院論爭に一石を投じたものである。論旨は一讀してわかるように一種の漸進論で、官僚議院、官撰議院、大小區の民會を綜合したものを構想して、これを網羅議院と名づけたのである。本全集には『明六雜誌』本を臺本とし校訂方針は前例に從つた。

「駁舊相公議一題」は論說の投稿であつたが、この「網羅議院ノ說」は明治八年二月一日の明六社例會における演說である。但し速記でなく、別に書きおろしたものであるが、參考のため、當日の新聞記事を掲げておく。

明六社當年より投票にて箕作秋坪社長たり、昨一日出席ハ社長を始め、森有禮、西周、津田眞道、中村正直、西村茂樹、坂谷素、畠山義成、世良太一、清水卯三郎、格外員にハ田中不二麿、津田仙、秋山恒太郎、淺井晴文、客員ハ鹽田三郎、沼間守一、長與專哉（齊）、伊達老公（宗城）、大槻文彦、世良重德、久保田某、酉井明、井上德太郎、谷本亨、島地默雷、松田道之、米利堅人ハウス等、其他猶數名列席セリ、此日演舌する所、西氏ハ網羅議院說、津田氏ハ人材論、西村氏ハ自由交易論、坂谷氏ハ妻妾論疑なり

（『郵便報知新聞』明治八年二月二日

（全集二、七三〜七三頁）

98　国民氣風論

『明六雑誌』第三十二號、明治八年三月刊に掲げられた。この論文は西の日本文化論域は國民性論として重要である。内容的にも面白いものであり、とくに議論の内容が極めて論理的に構成されているのは西の構想力の卓抜さを示している。東西文化比較論を根底とし、日本の歴史から國性の特質を「忠諒易直」と定義し、これを種々の角度から論評したうえで現在將來の問題へと筆をすすめている。薩長專制政府の下では無類飛び切りの氣風であるがと聊か皮肉な批判をいい、將來の市民社會建設のために大きな障害となるべきことを警告しているのはやはり西の啓蒙の精神である。最後に將來への對策として法學を開くに在りとし、それは腹稿があるが他日に讓ると結んでいる。この腹稿なるものは明六社ではついに發表されていない。したがつてその内容は明かしてしえないが、或は、「政畧論」（本全集第二巻法學・政治篇所收）などが内容的に多少關連するのかもしれない。ところが後の「兵家德行」（本巻軍事篇所收）となると、軍人社會にはこの風尚を基本とすべきであると說くのは、西の思想の一つの轉換相である（『兵家德行』解說參照）。

なお用字上のことであるが、このうちに「理學上（フィロソフィーレル）」とあつてフイロソフィーを「理學」と譯している二ケである。同じ頃に西は『百一新論』では「哲學」の文字を用いながらここでは理學としているのは當時まだ西もフイロソフィーの譯語をはつきり一定していなかつたためであらう。

（全集三、解說四二頁）

99　大臣論

前掲「煉火石造ノ說」の斷片につづいてやはり「學原稿本」の上欄外に書きこんだ草稿で、分量は四ページ餘である。これはたまたま「學原稿本」を檢討中に發見したものでこれまで全く知られていない、本全集ではじめて公表するものである。執筆は内容から明治七年頃であらう。明六社で発表か或は『明六雜誌』に掲載のつもりで書いたものと推定されるが、この覺書程度で放棄してしまつたもので、西としては全くの未定稿にすぎない。

（全集三、解説四二頁）

一〇〇　社會黨論ノ説　　丙ノ一　西周文書目録三二　大久保目録五八

自筆本、墨書、用紙は半紙で、しかも書風、紙質等は「美妙學說」「日本文學會社創始ノ方法」「幸福ハ性靈上ト形骸上ト相合スル上ニ成ルノ論」等と酷似していることはすでに第一巻の解說六六六頁以下に指摘した通りである。表紙なく、一、二の二綴で、第一綴は十枚、第二綴は九枚、合計十九枚である。所々に訂正、書込があるが、これは再現しておいた。

本稿本は麻生義輝氏の『西周哲學著作集』（一一三―一二〇頁）ではじめて公表された。

＊　　＊　　＊

表題の「社會黨論」とは、一見社會主義政黨に關するものと思われようが、當時のこの用語は現代の社會黨とはかなり意味が違うので、この表題は「社會主義思想の論」とでもいうべきものである。社會とは Society の譯語で、ほぼ明治十年前後から一般化したことは、第一巻の解說（六二八―二九頁）で指摘した通りであるが、この社會に黨を附加したのが社會黨であつて、用法がまだ曖昧であり、社會黨とは社會本位の黨派或は團體という意味である。西もこの稿で公共黨（ソシアリスト）〔社會黨〕と二樣に書いている。Socialism 知識の移植過程に就いてはすでに先學の研究もあるが、どうも社會主義の語は、最初は「自家主義」Individualism に對する社會の主義、或は「社會を中心とする主義」というふうに使用され、一方いわゆる Socialism は社會黨、社會黨論、社會說、社會論、

などと譯されていた。Socialism をハッキリ社會主義と譯したのは明治十五年刊宍戸義知譯『古今社會黨沿革說』の本文中であらうと思われる。――この書は Woolsey, Th. D. の Communism and Socialism 1880 であるが、譯書の表題はまだ「社會黨」となつている。――これから漸次、Socialism は社會主義となり、社會黨は社會主義政黨というふうに區別されるようになつた。明治十五年には樽井藤吉の東洋社會黨が結成され、それから自由黨、改進黨、困民黨、借金黨などと、「黨」の文字の用法も固定した。

明治十一年六月六日『東京日日新聞』所載、福地源一郎の社說「假說ノ害」は、西洋社會主義の害毒を論じたものであるが、そのうちに「近時佛京を騷擾して大難を起したる共同黨（コムミュニズム）の如きも亦同じくフーリエを祖述して社會論を唱ふるの暴徒たるに過ぎず、（中略）社會黨論の大過誤は社會主義にのみ是れ偏して、却つて人生に緊要なる自家主義を拋棄するが故なり云々」と記してある。これで社會黨論、社會論と社會主義の用法の意味が、後のものとかなり相違することが分る。つまり、この時の社會主義は Socialism の譯語ではなく、集團主義の意味である。

なお、社會黨、社會黨論、社會主義等用語法に就いて詳しくは、拙稿「近代文化の形成」――『新日本史大系』第六卷「近代社會」二一八頁以下を參照されたい。

＊　＊　＊　＊

この稿本には起稿年月の記載がなく、――第一回全集用の原稿にも註記がない（第一卷解說六六五―六六頁參照）――。從つて內容上から推定するほかないが、これを最初に公表した麻生義輝氏は『著作集』で「明治五六年頃稿」とし、且つ明治天皇へ御前講演の覺書であることが一點疑問の餘地がないと斷定した。この麻生氏の推定は一應學界で受けいれられているが、明治天皇への進講云々は別として、明治五六年頃という斷定が疑しいことは、すでに第一卷の解說六六三頁以下に詳述しておいたし、また前揭の拙稿にも論證しておいたが、以下改めてこの「社會黨論ノ說」の內容から檢討しておきたい。

まず西周がこの稿本を書いた主旨が問題となる。內は西洋社會主義思潮の諸流派の說明であるが、結論は要するに社會主義對策で、これを殷鑑として急進的民權運動に對して、政府が心得うべき急所を爲政者に警告したのである。要點は彈厭一邊倒は不得策

で「唯之ヲ未然ニ防クヲ術ノ第一トシ、而テ既然ニ至リ禁止ノ令ヲ下スハ策ノ極メテ拙キ者ニシテ、唯其抵抗力ヲ強クスルノミ」というので、官邊の知識人らしい思慮である。――これは外山正一の『民權辯惑』（明治十三年刊）と同じ趣旨であることも附言しておく。

このような論旨からすると、この稿本の成立は明治五六年頃とはかなり早きに失し、十年以降とする方が妥當である。

社會主義對策とはいうものの、論者の頭にあつたのは自由民權運動の急進的な反政府運動であつた。西洋の社會主義運動乃至社會黨のことを最も早く、且つ熱心に採りあげたのは『東京日日新聞』の福地源一郎で、明治十一年六月六日に前記の「假說ノ害」を掲げ、つづいて「魯西亞ノ國情」「社會黨鎭壓法」、翌十二年には「漸進主義」「歐洲千八百七十八年紀」「社會黨ノ主義及目的」「社會黨ノ蔓延」「魯國ノ虛無黨」等の社說がある。いずれも日本の急進的民權運動に對する政府側の恐怖をヨーロッパの社會黨に置きかえて民權運動對策を論じたものである。西の「社會黨論ノ說」も、その內容から推して、このような急進自由民權運動が世論を動かしつつあつた時期の情勢と密接に關連することは、再考の餘地がない。してみると、その起稿の年代もほぼ明治十年以降と推定されるのである。

つぎに、內容の文句から動かし難い點を指摘すると、「近頃普魯斯ニテ痛ク此黨ヲ禁スルモ」とあるは一八七八（明治十一）年のビスマルクの社會黨鎭壓法施行のことを指していると思われるから、それ以降の起稿たるとは疑いない。ドイツでは一八七五年マルクス派とラッサール派とが合同してドイツ社會主義勞働黨となつたが、一八七八年、卽ちわが明治十一年六月二日にはドイツ皇帝狙擊事件が勃發し、ビスマルクはこの機をはずさず社會黨鎭壓法を公布した。この狙擊事件のことは翌々五日の日本の新聞に報道されて日本の支配層に衝擊を與えた。翌六日に早くも福地源一郎が前掲の「假說ノ害」を掲げて社會黨攻擊をはじめて、政府の政治不安警戒の代辯を行つた。日本で社會黨（社會主義）が世論の問題となつた契機は、右のドイツ皇帝狙擊事件のニュースであつたので西もやはりこの事件に一種の危機を感じてこの論旨を筆にしたのであらう。

以上で明治十一年六月以降ということが內容的は論證されたが、つぎに書風、用紙等からほぼ同樣なことが立證される。それは

第一巻の解説（六六六頁）で指摘した通り、この「社會黨論ノ說」は書風、用紙が明治十二年十一月と確認される「日本文學會社創始ノ方法」と酷似し、それとほぼ同じ頃のものと判定されることである。以上によつて、何年何月と確證することは無理としても、この「社會黨論ノ說」が明治十一年六月以降、翌十二年頃のものであることはまず疑ないことであらう。それ以上の判定は資料的に無理であるが、十三年以降とするより、自由民權運動の昂揚に對處する論旨から、十二年頃とするのが妥當ではなからうか。

明治天皇進講說は麻生氏の判定である。この「社會黨論ノ說」には「御前講演云々」の記載がない。「美妙學說」には「御前講演」と誌してあるから問題はないとしても、同樣式の稿本という點からやはり御前講演となし得るか。確と否定する材料もないが、さりとて麻生氏の論據だけでかく斷定しうるや否やもまた問題であらう。

西周の社會主義知識は、これより先き、明治三、四年頃の「百學連環」の第二編殊別學、第一心理上學の四制產學の㈡の第九、十、十一項に會社之說 *Socialism Robert Owen.* 通有之說 *Communism St. Simon. Fourierism* があり、ユトピアン社會主義諸派の素朴且簡單な記載がある。何等かの百科全書、或は哲學史類のものから得た知識らしく、必ずしも正確ではない。この「社會黨論ノ說」はその發展であるが、これには何か新しい種本もあつたことと思われるがまだ見出しえない。列擧しているのは、サン＝シモン、フリューエ、カベー、オーウェン等のユトーピアン社會主義にとどまつてマルクス等の科學的社會主義に觸れていないのは、當時は歐米ではすでにマルクス派社會主義が確立していた時代ゆえ、いかにしても知識の古さ幼稚さが隱せない。恐らくサン＝シモン、オーウェン流のものだけを考えていたので、マルクスのことはまだ知らなかったのであらう。これは當時のわが國識者の社會主義知識の低さからも類推されるのである。

附載に揭げたものは、自筆、墨書、半紙に書かれた全くの斷片で、恐らくこの「社會黨論ノ說」起稿のメモであらう。これは曾て鈴木安藏教授が前揭「西周の政治・社會思想解說」の中で全文を紹介したことがある。

（全集二、一四〇～一四一頁）

「熾仁親王御日記」明治十一年十二月十三日の条に「宮内省ヨリ来状本日午後二時ヨリ従前ノ通御談会被為在候

条此段為念申進候也」とある。ビスマルクによる社会党鎮圧法の制定を受けて急遽行われた「演舌」であった模様である。稿本の整理にあたって一〇〇という区切りのいい番号を振っているし、晩年には丙ノ一に分類しているところから見ても、西周にとって思い出深い歴史的な演説のよすがとなる稿本であった模様である。

いわゆる御談会については、森県一九壱「西周と『宮中御談会』について」書陵部紀要第二五号を参照されたい。

一〇一　美妙学説　　丙ノ二　西周文書目録三三　大久保目録五六

この稿本は明治四十年刊の「太陽」増刊「明治名著集」の口絵に寫眞で一部が紹介され、それが奇縁で麻生義輝氏の西周研究がはじまった記念すべきものである。麻生氏の「著作集」（一〇―二一頁）に全文がはじめて公表された。一、二、三、四の四節より成る。この四節完備した一本と、第一節だけ別本一冊がある。両本とも自筆本、墨書、半紙、無罫、表紙はない。用紙は「情智關係論」等とおなじ。まづ完本の方から説明すると四綴りにわかれ、かた假名、第一分冊は七枚、第二分冊は八枚、第三分冊六枚、第四分冊八枚、丁寧な楷書で淨書に近いが、所々に訂正や書入れが若干ある。別本の方は同質の半紙で體裁は變らないが、ひら假名、草書體である。両本をくらべると、かた假名本が、草稿（第一草稿でないにしても）で、ひら假名本の方は前者の訂正を淨書したものであるから定稿本とみてよからう。

ひら假名本の終りに「右一月十三日御前演說」とあり、またかた假名本の第四分冊のはじめにも「故ニ御會ノ度ニ此一論題ヲ述ルハ云々」とあるからこの稿本は進講の草案である。ただこれが待講としての進講草案か御談會のためのものかは明記がないのでわからない。一月十三日と日は書いてあるが、何年の一月十三日かが問題となる。麻生氏はこれを明治五年の一月十三日と斷定しているが（麻生義輝「近世日本哲學史」二四五頁）、これも前記の理由から十年前後まで引下げなければなるまい。

校訂には四節が完備したかた假名本を臺本とし、第一節については別本を參照した。句讀點がないのでこれをくわえた。

（全集一、六六九～六七〇頁）

「熾仁親王御日記」明治十二年一月十三日の条に「午後二時御談会ニ付参朝宮内省御用掛西周美術美妙学西村茂樹美国独立原論右畢テ午後三時五十分帰宅」と見える。続いて五月十三日、十一月十三日、明治十三年二月十三日に御談会が開かれ、美妙学説が四回に亙って講ぜられた模様である。

一〇二　幸福ハ性靈上ト形骸上ト相合スル上ニ成ルノ論　丙ノ三　西周文書目録三五　大久保目録六一

この稿本は、一、二、三の三節より成る。自筆本、墨書、所々に訂正書込がある。用紙體裁書風は「情智關係論」等と等しい。表紙なし、かた假名、第一分册は九枚、第二分册は八枚、第三分册八枚。句讀點がないのでこれをくわえた。麻生氏の「著作集」（二九六―三〇五頁）ではじめて公表され、「明治五六年頃起稿」としてある。

これは三囘にわたる講演となつている。論旨は社會的功利主義ないしその修正論である。發表の年月も明記がないから內容によつて推すほかない。その手がかりの一つは、第一節に明治維新以來の社會情勢を論じ「然ルニ近日世論ノ在ル所ニ從ヒ、如何ナル主義カ……、卽チ時々世間論者ノ舌頭ニ掛ル所ノ幸福ヲ求ムルト云フ言句是ナリ云々」である。この一節は自由民權論者の主張を指していることに間違はなからう。しかして「世間論者ノ舌頭云々」とあるからには、民權論が世論に喧噪を極めた時代と解されるから、麻生氏の推定する明治五六年頃說は問題とならず、少なくとも民間の政論が勃興した八年以降でなければならない。さらに社會の文字があるから十年前後まで引き下げていい。西がミルの功利主義を知つたのは早からうが、これを論じたのは明治八年の「人生三寶說」がはじめてであり、十年にはミルの「利學」を刊行したことも合せ考うべきであらう。結論として幸福論の根底を分限相應世間並という保守主義に求め、しかも「必社會ト共ニ立チ、國ト共ニ立タサルヲ得ザル者」なのであるから、自ら招かざる不幸に遭遇する場合も生ずる。卽ち「遭フ所ノ社會ノ不幸ノ爲ニ此不福に罹レリ」となる「然レ𪜈此ノ如キ不福ノ中ニ就テ其

身ノ幸福ハ一毫ノ損缺ヲ成サザル者有リ」と一種の社會的克己の倫理を說いている。これは見方によつて急進的な民權主義に對する批判であるともいえる。してみるとこれは「社會黨論ノ說」と同樣に、民權運動批判の論說と解してよからう。

そこでこの講演もほぼおなじ頃のものとなる。麻生氏はこれを御談會の御前講演の一つとしている。これには確證はない。しかしまた否定する論據もないというところである。

（全集一、六七三〜六七三頁）

藤波言忠は談話において「西周は：演說の樣子を御覽に入る為二三回も自ら演說せしことあり」と回想しているが、明治十一年の七月に「毎月定日御談会之儀当分之内御休会」と熾仁親王へ書狀が送られているところから推し量るに、五月と六月には定例の御談会が開催された模樣である。また西周が自ら演說をやって見せたというのは「御休会」の間であったのではあるまいか。「御休会」明けには「社會黨論ノ說」を演說しているらしいことは前述した通りである。なお森県、前揭論文を參照されたい。

一〇三　政畧論　　丙ノ四　西周文書目録三六　大久保目録六二

自筆本、墨書、用紙は半紙、三綴からなり、表紙なく第一綴は九枚、第二綴は八枚、第三綴は八枚、合計二十五枚である。麻生義輝氏の『西周哲學著作集』（二八三―二五九）ではじめて印刷に附された。

用紙、書風は「日本文學會社創始ノ方法」、「美妙學說」、「幸福ハ性靈上ト形骸上ト相合スル上ニ成ルノ論」、「社會黨論ノ說」等が酷似しており、ほぼ同じ頃のものと斷定しうることは、第一卷の解說六六三頁以下に述べた通りである。そこでこの「政畧論」の執筆年代も以上の類似、とくに「日本文學會社創始ノ方法」が明治十二年十一月のものであることから、だいたいその頃のものと推定しうるのである。なを第一回全集用の原稿には「明治十年稿」の註記があることも第一卷の解說（六六六頁）に指摘してお

いた。この「明治十年」が如何なる根據によるものかは判明しないが、これは當らずとも遠からずであらう。

文中に「社會學」の語があることは、明治十年前後とする有力な傍證となるが、さらに西洋各國の政黨論を紹介して、漸進、保守の兩派に對する評價を論じているのは、「社會黨論ノ說」、「幸福ハ性靈上ト形骸上ト相合スル上ニ成ルノ論」と內容的に密接な關連がみられ、ここにも明治十二年前後の自由民權運動の昂揚期の產物であるらしい論據が見出される。

校訂は句讀點を附す等前例に從つた。政畧の畧は、略が混用してあるが、畧に統一した。

（全集二、七四～七五頁）

「西周略年譜」の明治十一年三月十三日の条に「御談會にて『政黨論』を演述」（全集三解說一四〇頁）とある。政略論の三が講じられた模様である。政畧論の一と二は政事学の解說に充てた部分であり、その実際への応用を説いた政略論は三の部分であるからである。

なお全集本では「ラヂカル」の訳が「漸進正論黨」（三九一頁）となっているが、これは「急進正論黨」の誤植である。(4)

註

（4）因に小泉仰「明治における西洋哲学の受容」は西周がJ.S.Millの『論理学体系』から「境遇」の概念を的確に採用したことを解明する佳作であるが、全集本の「政略論」から「漸進正論黨」という誤植の箇所をそのまま引用しており、画龍点睛を欠く結末に終わっている。『日本の哲学』第八号〈特集明治の哲学〉、昭和堂、二〇〇七年、所収。

自筆本、墨書、半紙、六枚、表紙なし、ひら假名、草書體である。この稿本も麻生氏の「著作集」（一一〇―一一二頁）で公開された、冒頭に「前日嘗て心理を論じ、心の能力を分ちて智情意の三大部となして說き云々」とあるのでこれも御談會に於ける「人智論」の續きであると認められる。成立年代について、前述のごとく第一回全集の原稿には明記なく、麻生氏はこれも前に紹介したような根據から「明治五、六年頃稿」と推定してあるが、これも「人智論」に續く頃のものとなるのである。なお前述したようにこの「情智關係論」以下の五稿本は同じ質の半紙を用いてある。稿本には句讀點がないので、これをくわえた。

（全集一、六六九頁）

「人智論」の續編である。五月の「定日」はおそらくは五月十三日であり、この日に「情智關係論」が講ぜられたのではあるまいか。なお後考を俟ちたい。

一〇五　軍律死刑論　　丙ノ六　西周文書目録三八　大久保目録六四

半紙七枚を小よりで綴つてある。墨書、自筆、表題はないので表記の題をふした。圖版で示したような草稿である。この草案の內容は本文でわかるが、批評の對照となる草稿なるものが如何なるものか、その年代、またその筆者が誰であるかは明らかにしえない。その趣旨は、常律とくらべて軍刑律では死刑罪が多いことの理由を辯じたもので、明治十四年十二月二十八日公布された「陸軍刑法」に關係あるものではなかろうかとも推定される。

（全集三、解說一九頁）

これも御談会における「演舌」の稿本なのであろうか。後考を俟ちたい。

一〇六　人智論　　丙ノ七　　西周文書目録三九　大久保目録六五

自筆本、墨書、かた假名、半紙四枚に書いた全くの草稿である。句讀點がないのでこれをくわえた。三枚目は約三分の二の「稍深ク渉リ、少シク頭腦の作用ヲ加フレハ」のところで文章がきれ、餘白を殘して第四枚目となつている。一旦筆をおいて稿を續けたものらしくやや文に斷層がある。麻生氏の「著作集」（一〇六―一〇九頁）ではじめて印刷された。ただしこの刊本は、この斷層を無視してつづけて組んである（一〇八頁十五行目）。

本稿本は知識を論じたもので、内容的に前掲の「知說」と關連するものであるが、これはその冒頭にあるように御談會に於ける講演の草稿であるので、かなりくだけて述べてある。この講演が何時頃なされたかについて原稿本には明記がなく、舊全集用の原稿も註記をしていない。ところが、麻生氏の「著作集」は「明治五六年頃稿」と判定を下し、さらに解說で御談會における西の諸講演を一括して年代の考證をしてある。そこでこの「人智論」のみならず、「情智關係論」、「美妙學說」、「幸福ハ性靈上ト形骸上ト相合スル上ニ成ルノ論」の三稿本、さらに言語國語篇に收める「日本文學會社創始ノ方法」、法學政治篇に收める「政略論」、社會經濟篇に收める「社會黨論ノ說」等七編の成立年代にも關係してくるから、ここでこれらの諸稿本を總括して採りあげ、御談會と西との關係に及んで、各稿本の成立年代の問題について若干考察することとする。

西は明治三年九月上京するとただちに兵部省出仕となり、傍らこの年十一月に福井藩の永見裕以下の門下生のために私塾育英舍をひらき、翌四年八月十五日には侍讀となつた。これは明治天皇の洋學師範役である。加藤弘之がまづその任にあたつてブルンチュリーの國法學を講じ（その進講用の譯本が「國法汎論」である）、ついで西がこの命をうけた。この侍讀の役で西が洋學について何を講じたかは加藤の場合のように譯書のようなものが殘らないのでハッキリしない。ついで九年一月十九日宮内省御用掛となつた。元來この侍讀役は定期的に專門的科目を進講するものであるが、これとは別に御談會というものがあつた。これは宮中の内廷で隨

時催された講話の會で、西村茂樹の自叙傳「往事錄」（「泊翁全書」第二集、明治三十八年刊）には次のような記事がある。「又御談會といふことあり、毎月一回常御殿の樓上にて御開きに相成る。出席者は親王家及び侍從の外、宮内の高等官にて侍講其席に出て種々談話を申上く、其間に茶菓を賜ふ。侍講の外ニテも或は外國より歸朝の者などを召して談話を聞き召すこともあり」（一六八頁）。因みに西村茂樹は明治八年五月、三等侍講となり、國書は福羽美靜、漢籍は元田永孚が擔當、洋書は加藤弘之に代ってこのときから西村があたることになつた。「往事錄」には侍講の講義のことを叙し、その後にこの御談會の記事があるから兩者は別々のものである。ところが森鷗外の「西周傳」にも御談會のことを記し、「是日（明治四年八月十五日）侍讀の命を受く、所謂御談會は其講筵なり。九月五日始めて進講す、其科目には博物學、心理學、審美學、英主比較論、英國史等あり」と述べてあるが、これは兩者を混同しているし、また御談會が何年頃からはじまつたのかにも考慮を拂わない説明である。ところで麻生氏は「著作集」の解説において、この「人智論」以下「情智關係論」、「美妙學説」、「幸福ハ性靈上ト形骸上ト相合スル上ニ成ルノ論」、「社會黨論ノ説」、「政略論」の六編を一括して御談會のものと認め、これらはすべて明治四、五、六年間のものと斷定し、その理由を「宮内省の御用掛となつたのは明治四年末であつて、其の後明治十六年の終り迄、十年以上、時として關係の絶えたこともあるが、大約連續的に用命を受けてゐた。しかし明治九年以降は制度の調査、書籍の編纂を主としてゐて、侍讀の講案に專念したのは明治五年前後の一年半であつた。明治六、七年以後の御談會には、陸軍の仕事も『兵語辭典』の編修等の爲め多忙を極め、對社會的にも『明六雜誌』を中心とする文化運動に多大の努力を捧けてゐたので、講案を拵へる等の時間の餘裕が身邊になくなつたやうであり、又一方では西南戰爭勃發前の世上の不安、對外問題の紛糾を反映して、御談會そのものも彼に關してゐる限りに於ては有名無實に終つてゐたやうに思はれる。これ等の諸事情によつて、現在の進講覺書は悉く明治五年前後に作製されたものと推定される次第である」（同書「解説」三八八―三八九頁）と説明し、さらに「現在の講本は、何れも用紙の紙質が全然同一であり、文字の體に就いて見ても類似の點が多く、比較的短年月の間に連續的に誌されたもので、或る年月を置いて飛び飛びに書かれたものではない」（三八八頁）とし、結論として「これ等の諸篇には文中に、御談會、御會等の文字を見ゆる上に筆法、用紙、型式等の點等より見ても、御前講演の覺

書であることは一點疑問を容るゝ餘地がない」（三八九頁）と斷定している。（同樣の推定は同氏の「近世日本哲學史」にもくりかえされている）。なお參考のため第一回全集用の原稿を檢すると「人智論」、「情智關係論」、「社會黨論ノ說」には成立年代の註記なく、「美妙學說」には「明治四年稿」、「幸福ハ性靈上ト形骸上ト相合スル上ニ成ルノ論」には「明治十一年起稿」、「政略論」には「明治十年稿」の註記がある。

そこでこの麻生氏の推定が當をえているか否か、またこの「人智論」がはたして明治五六年頃のものかどうかはあらためて檢討しなければならないが、まづ麻生氏の推定の根據となる原稿本の體裁について少しく說明すると、「人智論」をのぞけば、麻生氏の指摘のように「情智關係論」以下の五編はたしかに用紙は同質で（薄い一寸卵色がかった半紙である）、書風（いづれも自筆）も類似しておなじ頃のものと認められる。この點は疑がないがただ問題はそれらがはたして麻生說のようにすべて明治五、六年頃のものであるかである（「著作集」の各編末の註記）。つぎにすべてが御談會用の講案であつたのかである。これは各稿本の成立を考えるうえにきわめて重要なことであるからその點を少しく吟味してみたい。ところでその手がかりとして、やはり西の稿本の一つである表題のない同類の一綴りが役立つてくれる。これも自筆の草稿であり、ともに前揭の五稿本とその用紙、書風が酷似しており、同時期のものであることは疑ない。ところがこの稿本は表題こそ缺くが、內容によつて東京學士會院における講演の草稿「日本文學會社創始ノ方法」（本全集第二卷言語國語篇にその寫眞をかかげるから類似の點を確認されたい）であることが判明し、しかもこの講演が行われたのは、明治十二年十一月十五日なのであるから、形式的類似を論據とする麻生氏の明治五、六年說はくづれることになるのである。さらにこの推論には「社會黨論ノ說」が傍證となる。この稿本は內容上からどうしても明治十一、十二年頃のものとしなければならないことは別に論及したごとくである。（本全集社會經濟篇に收む。同篇解說と拙稿「近代文化の形成」――「新日本史大系」第六卷「近代社會」二三〇―二三一頁の註三二を參照）。この他の稿本に就いても論すべきこともあるが、それは各稿本の解說にゆづる。かくてこれら諸稿本の成立は麻生氏の推定から數年引下げられなければならないことになるのである。

なお御談會については、侍從山口正定の日記に關係記事がある。西の關する部分を紹介すると

十月二日（明治九年）、曇、例刻參仕、午後御談會ニ陪シテ茶菓ヲ賜フ、西周助ハ第一世拿破翁ノ魯境ニ侵入シテ嚴寒ノ爲メニ敗衂ヲ取リシ事ヲ談ス、西村茂樹ハ西曆八百年代ノ英國ノ豪傑アルハベツトガ成立ノ時、繼母ノ激勵ニ因テ二十才ノ節ヨリ發憤、書ヲ讀ミ爾後國難ニ處シテ屢々「ダニ」ト戰ヒ遂ニ敗走シテ山谷ノ間ニ匿レ、牧人ノ爲メニ養ハレ餅ヲ燒テ焦シ大イニ牧人ノ婦ニ怒ラレタ事迄ヲ語ル、蓋シ皇帝陛下モ喜ンテ聞食タル天顏ヲ拜シタリキ、宿直酒肴ヲ賜フ

十月十二日（同年）晴、朝參仕當ノ如シ、自二時御乘馬ニ扈從シ、三時ヨリ御談會ニ陪席シテ御茶菓ヲ賜ハリタリ、西周介ハ、初代ナポレオンノコルシカ島ヨリ掘起スル其原淵ヲ說キ、ボナバル姓ハ素ト西班牙ノ豪族ニシテ拿破翁ノ父ノ代ヨリ此島ニ流落シテ產ヲ起セシニ衆望ヲ得テ又タ酋長ノ如ク尊敬ヲ受ケ竟ニ拿破翁ヲ產出スル迄ヲ演舌シタリ、西村ハ唐ノ德宗ガ長キ公ト云民家ニ立寄リシ時、其主人政府ノ政ヲ施ス極テ眞實ニ出ザル數條ヲ述シテ說キ、五代ノ明宗ガ憑道ニ下問スルニ憑道二月糸ヲ納メ、五月穀ヲ納ムルノ絕句ヲ以テ答ヘシ事ヲ演述シタリキ、此夜宿直酒肴ヲ賜フ

（この日記の御談會關係の抜萃で、十月二日から明治十一年四月まであるが、西の名は以上二回に止る）

右の記事によると二回ともナポレオンの話をしている。しかしさきの「西周傳」にある「英主比較論」（本全集政治篇に收む）にもナポレオンの話があるが、内容からいってこれは右の山口正定の日記にある講話の草稿ではなさそうである。また、別に「拿破翁記事」という斷片がある。半紙三枚（墨書、自筆）、ナポレオン傳の一節であつて、或は御談會用の話のためのナポレオン傳調査の一部かもしれない。

さて再び「人智論」にもどると、これはその冒頭の文句から推すと、その前回の講話（これに該當するらしいものは殘らない）をうけたもので、つぎの「情智關係論」へつづくものである。「情智關係論」が麻生氏の推定からかなり年次を下げなければならないとすると、それと近接するこの稿本の成立も同樣に麻生氏の推定より五六年後のものとしなければならないことになる。つまりこれらは三回連續の講話らしく、心理學說の問題を智情意の三部門にわけて講述したのである。左の斷片が西家書類のうちにあるのでその概要が推察される

御談會（先帝陛下御前ニ於テ）口演、人ノ性ヲ論シ、智情意ノ三部トナスコトヲ概論シ
智ノ部（人智論ノ草案ノ一部アリ）
情ノ部
意ノ部

大判の赤罫紙、ただし柱文字を切りとつてある。（　）内はどうも「先帝陛下云々」と讀めるから、これは明治天皇崩御後の大正年間のものらしい。どういう性質の書類か判明しないが、或は宮内省の記錄の寫しで、はばかつて用紙の柱文字を切りとつたのかもしれない。がそれはとにかくこの書類はこの連續講話に關するものらしいので併せてかかげておく。

そこで上述した推定によるとこの「人智論」は明治十年前後のものということになる。もちろんこれはだいたいの推測であつて何年ものとはまだ確證する證據をえない。しかしこの稿本中にある「人間社會」、「人民社會」などの社會は明らかにSociety の譯語であるから、この點からも明治五、六年とすることはむづかしく、明治十年前後まで引き下げなくてはなるまい（「社會」の譯語について「尚白劄記」の解說參照）。

（全集一、六六三～六六八頁）

『熾仁親王行実』の明治十一年二月十三日の条には「宮中御談会ノ事アリ此日親王始メテ其会ニ列シ陸軍大書記官西周ノ性理論講義ヲ聴キ賜フ」と見える。『熾仁親王御日記』の同日条には「西周性理論ヲ講ス」とある。

「御談會（先帝陛下御前ニ於テ）口演、
人ノ性ヲ論ジ、智情意ノ三部トナスコトヲ
概論シ
智ノ部（人智論ノ草案ノ一部アリ）

情ノ部
意ノ部」　（西周文書目録二八）

という記録が残っているところを見ると、「性理論」講義の第一回目は「性理ノ概論」であった模様である。『熾仁親王御日記』の四月二十三日の条に「御談会陪聴」とあるが、この日に「人智論」が講ぜられたのではあるまいか。

一〇七　英主比較論　　丙ノ八　西周文書目録四〇　大久保目録六六

自筆本、墨書、用紙は薄葉半紙、表紙はなし、十四枚、所々に訂正のある稿本である。本稿本は本全集ではじめて公表する。

冒頭の表題に「英主比較論　一」とあるが、この「一」は後の追記らしい。そこで、「二」の存在が考えられるが、これは十三の「人主比較論」の冒頭に「前篇既ニ歴世創業ノ人主、遠略呑併ヲ務メスシテ内國ノ治安ヲ主トシタルヲ論シ、日本ニテハ源ノ家康、支那ニテハ趙宋ノ太祖、西洋ニテハ甲利大帝」とあることから、「英主比較論　一」でナポレオン、アレキサンダー大帝、元の太祖を述べたのについで、「内國ノ治安ヲ主トシタル」英主を論じたのがその「二」であつたらう。しかしこの「二」は今日西の文書中に見當らない。

文中「微臣少キ時ニ老儒ノ言を聞ケリ云々」とあるによつて、明治天皇への進講の草稿であることが推知される。森鷗外の『西周傳』に、明治四年八月十五日侍讀の命を受け、九月五日以降御談會の講筵において博物學、心理學、審美學、英主比較論、英國史等を進講したとある、その「英主比較論」に該當するものである。ただ『西周傳』に、明治四年の九月五日はじめて進講し、右の諸科目が引きつづいて講じられたように記述してあるのには、少しく疑問があることを、第一巻の解說（六六四頁以下）で指摘した。従つてこの「英主比較論」はむしろ明治八年以降のものと考えたい。

（全集二、七三五～七三六頁）

『東久世通禧日記』の明治九年二月二日の条には「西周出頭御談会英雄人主比較論ヲ演舌ス」とある。二月十二日の条には「西周御談会前会ノ続ヲ演舌ス」とある。直覚力を論じた箇所の翻訳である心理学の稿本（西周文書目録九九―五）には宮内省の朱罫の用紙を裏返して表の表紙に用いてあるが、この稿本の裏表紙には次に引く手紙が裏返しに折って使われている。

昨日御前ニ於テ御演舌ノ御手扣書
御手元ニ差上候間早々御差出有之度此節
申入候也

宮内大少丞

九年二月三日

陸軍省四等出仕西周殿

こうして見ると「英主比較論」の原稿は明治天皇の「御手元」に差し出された模様である。「人主比較論」の行われたと推定される三月二十二日に続く御談会は五月二日、五月十二日、九月十二日、九月二十二日、十月二日、十月十二日に開かれているが、どうも西周はこの六回に亙ってナポレオン一世の伝記を連続して「演舌」している模様である。あるいは明治天皇の注文に応じてナポレオン伝を連続で講義したのであったのかも知れない。

一〇八　人主比較論　　丙ノ九　西周文書目録四一　大久保目録六七

自筆本、墨書、用紙は十二と同様の薄葉半紙、表紙なく四枚。これもこの全集本が最初の公表である。校訂は句讀點を附す等前例による。内容から「英主比較論　二」についで「守成ノ人」を論じたもので、その「三」に該當するものであらう。

（全集二、七三頁）

『東久世通禧日記』の明治九年二月二日の条に見える「英雄人主比較論」はおそらくは「英主人主比較論」の聞き損じであろう。『東久世通禧日記』の明治九年三月二十二日の条に「西周御談会出仕」と見えるが、この日に「英主人主比較論」の三に当たる「人主比較論」の「演舌」が行われたものと推計される。

一〇九　日本文典ニ關シテ　丙ノ一〇　西周文書目録四二　大久保目録六八

自筆本、墨書、用紙は半紙、表紙なく一綴二十一枚である。書風、紙質等は「美妙學說」等と酷似していることは、第一巻の解說六六頁に述べた通りである。

本稿本には表題がなく、ただ冒頭第一行の右肩に「學士會院」と註記があるのみである。（この註記は墨色から後に書き込んだものである）。しかし、内容からこの稿本は、明治十二年十一月十五日、東京學士會院第十四回例會で述べた講演の草稿と知られ、「日本文學會社創始ノ方法」という題で全文が『東京學士會院雜誌』第一編第十冊の「紀事第十四號節錄」に掲げられている。本全集本は西文書の稿本の方をとつた。片かなで、所々に訂正、書込があり、『東京學士會院雜誌』掲載本はこの訂正に據つたものである。

この講演の由來については、明治十二年九月十五日、翌十月十五日の兩日にかけて、東京學士會院の例會で會員福羽美靜が提案した「日本文法書ヲ作ラントスルノ議」に觸れなければならない。これも『東京學士會院雜誌』第一編第九冊の「紀事第十三號節錄」に掲げてある。西の意見前提になるものゆえ全文を引用しておく。

日本文法書ヲ作ラントスルノ議

官府ノ布告文及達文、又法律文スベテ約定書裁判書上申文ノ類現今皆書下（カキクダ）シ文（所謂假名マジリ）ヲ以テ普通トセリ、然レ𪜈未ダ其ヨルベキノ文法書アラズ、是日本從來ノ慣習書下シ文章ヲ以テ公文トセザリシニヨレリ、世ニ語格「テニヲハ」ノ學問アリ、

是邦語ヲ使用スルノ古法ニヨレルモノナリトイヘド、主トスル所詠歌雅文ヲ作ルガ爲ニ講究セル所ノモノニシテ、現今此法ヲ以テ各文章ヲ正サンコト甚難カルベシ、故ニ今別ニ日本文法書ノ編集アリテ本邦現今用文ノ文格ヲ正サンコトヲ希望ス、其編集ニアタリテハ種々便宜ノ方法アルベシトイヘド試ニ二ヲ學クルコト左ノ如シ。

第一　動詞不動詞ヲ指示ス書

　附　動詞ノ活動法ヲ指示スコト

第二　動詞不動詞連續法ヲ示ス書

　附　其連續ノ詞ニヨリテ詞ノ輕重緩急ヲ示スコト

第三　送リ假名ノ付方ヲ示ス書

　此外尚意味兩ヤウニ解スルド斷シ方、又古今用法ヲ異ニスル詞等ヲ示ス書アルヘシ

カクノ如ク論シ來タラバ、邦語ノ字典ノ編集アラザルベカラズト云說アルベシ、コノ學ハ既ニ宮內省文學局ニオイテ語言部類ト云フ書ノ着手セルアリ、是古今ノ雜言俗言アラユル語言ヲ網羅セル書ナリ、予ハ是ヲ以テコレニ充テントス、又文部省曾テ語彙ノ作アリテ中止セリ、タトヒコノ書全ク成レリド彼普通ノ文書ヲ正サントスル用ニハ適通セザルベシ、今說ク所ノ意味ハ必一般ノ用ニ適セル書ヲ作リ漸次其ヨル所ヲシラシメントスルニアリ、各位幸ニ贊成可トスルコトアラバ、文部省ニ告ゲテ其挙アルヲ待タン、成ラハ則チ教育上一大增補ナルベシト思考ス

十月十五日、福羽は演說の終りに、各會員は提案の趣旨には贊成であるが、着手の方法に至つては議が決しなかつた。そこで會長の西は、この問題には自分にも聊か鄙見があるから後會に開陳しようと發言した。この「日本文學會社創始ノ方法」はつまり、この鄙見の陳述である。

右の約にしたがつて、西は翌十一月十五日この「日本文學會社創始ノ方法」を述べた。「東京學士會院紀事」には「次ニ會長（西）ハ加藤弘之君ヲ會長ノ席ニ延キ、代リテ同君ノ席ニ就キ、前會福羽美靜君ノ發議セシ日本文典編纂ノ擧無ル可ラサルヲ贊成シ、且縷々

日本文學會社創始ノ方法手段ヲ敷演シ、其可否ハ衆員該稿本ノ回閲ヲ經テ之ヲ定ムヘキニ決議ス」とある。これによると西の稿本が會員間に回覽されたのであるが、これは今日、日本學士院に襲藏されている古記錄類のなかには見出されない。現在殘る稿本は、本全集に收めた西の手許にあつた原稿本である――（『日本學士院八十年史』本史及び『資料編』第一收錄の「東京學士會院紀事」參照）。

なお、この稿本について重要なことは、本全集第一卷の「人智論」の解說（一六六六頁）で述べたごとく「人智論」以下「情知關係論」、「社會黨論ノ說」、「美妙學說」、「幸福ハ性靈上ト形骸上ト相合スル上ニ成ルノ論」、「政畧論」等の成立時を考證するうえに有力な手がかりとなることである。卽ち、この稿本は樣式が上記の數編と酷似しており、しかも成立が昭和十二年十一月十五日の直前であることが確認されるからである。前述したように用紙の質は同じで、筆蹟もおなじ頃と認められる。筆蹟は挿入寫眞の比較でも判然するように、かく確認しうるのである。

（全集二、七六七～七六九頁）

一一〇　師範學校ニテ道德學ノ一科ヲ置クノ大意ヲ論ズ　丙ノ一一　西周文書目録四三　大久保目録六九

自筆本、墨書、用紙は半紙、表紙なし、四枚、草稿らしく、表題の「東京」は追記してあり、その他所々に訂正がある。本稿本は、麻生義輝氏の『西周哲學著作集』（三〇六―三一〇頁）に收錄された。

西周は明治十四年六月二十三日、文部省御用掛兼勤東京師範學校校務を囑託され、年俸六百圓を給された。本稿本はその關係から同校の學科課程に關して意見を陳べたものである。末尾に「頃者文部省諸懸師範學校幷ニ中學校ニ此科目ヲ挿入セリ」とあるのは、明治十四年八月十九日、文部省達第二十九號を以て、「師範學校敎則大綱」を、また七月廿九日、文部省達第二十八號を以て「中學校敎則大綱」を公布したことを指すのであらう。但し、右の兩「大綱」では道德學といわず「修身」となつている。明治五年の「學

制」以降、文部省の學校規則には「道德學」という科目名は見當らないので、この「道德學」科は西の考案であらう。

（全集二、七六一～七六三頁）

一一一　金巾之織物に關し　丙ノ一二　西周文書目録四四　大久保目録七〇

西文書中に草案がある。半紙三枚、墨書、自筆。これは走り書きの初稿のようである。刊本序はこれを西自ら淨書したものを模刻したもので、内容文章はほとんど變らずただ若干字句を整えてある。本全集は刊本序を底本とした。たとえば、「人心自然快樂云々」から「孔孟の論する所と殆」までは稿本では「正義公道を其□□と爲し人心自然の感覺に本きたてたる者にて我か孔夫子の道と殆」とある。刊本は和裝、半紙判、三冊。西の序文のほかに西村茂樹の序と譯者の「原序ノ大意」を掲ぐ。巻一の本文五二枚、巻二が六一枚、巻三が五五枚、定價の記載なし。奥附には、明治十三年三月十日版權免許、明治十四年四月十五日出版、譯者長崎縣氏族松田正久、出版人同縣氏族牟田知足とある。西の日記明治十五年七月二日の條に「松田正久道德論閲幷ニ跋ヲ撰ス」とあるが、これは刊行後のことである。この跋文は西文書中に見當らないが、松田に對する西の溫情の厚いことがしのばれる。

松田正久は（一八四五―一九一四）小城藩士、明治三年十二月西の門にいり、育英舍にはいった。第二巻教育篇に收めた「育英舍則」の舍生名簿に「松田又之助」の名がある。相澤英次郎氏から聞いた話であるが、育英舍は福井藩子弟のためであつたが、松田が執拗に入門を乞うたのでとくに許したという。相澤氏は當時西の家にあつて玄關で取次をしたのでよく憶えていると語つた。（第一巻總記二四ページ以下參照）。松田は後に政友會の領袖となつた著名な政治家であるが若い頃は西の世話で一時陸軍省に奉職している。この譯書も西の斡旋による出版という。傳記に笹川多門著『松田正久』（昭和十三年、江村會發行）があり西との關係に及んでいる。

（全集三、解説六二～六三頁）

一一二　海關税ノ説　　丙ノ一四　西周文書目録四六　大久保目録七二

二本があり、一は完稿であり、他は中途で終っている。本篇には完稿を收め、未完稿本は別本として附載した。兩本とも最初の公表である。兩本はともに明六社の原稿紙――美濃版、紺罫、十三行三十字詰を用い、墨書、いずれも自筆とみていい。別本には表題の下に「一月十六日演説」と註記があり、明六社の原稿紙使用と、十六日は明六社の例會日であることから、同社の演説稿本と推定されよう。しかし『明六雜誌』には載っていない。

明六社の演説とすると、何年の一月であるかが問題となるが、明治七年の一月はまだ同社の發足以前であるから、どうしても八年以降のものでなければならない。當時の新聞を檢すると、八年一月十六日に西は明六社の例會に出席して演説している。その記事を掲げると

昨十六日明六社の初會を築地精養軒にて開筵あり、卽ち其の會せし人々ハ森有禮、西周、津田眞道、坂谷素、加藤弘之、福澤諭吉、杉亨二、書記世良太一、會計清水卯三郎、格外員田中不二麿、前島密、九鬼隆一、古川正雄、秋田（山）恒太郎、客員福地源一郎、世良重德、吉原重俊、藤野善藏、龜井老公、古澤滋等なり（其他畧す《原註》）、此社員中にて福澤氏ハ內地旅行、西先生の説を駁する論、西氏ハ貿易保護論、津田氏ハ貿易權衡論、坂谷氏ハ民選議院變則論を口述されたり、就中福澤氏ハ其雄辨を奮ひ抑揚頓挫頗る其語勢を張て殊に衆聽を聳したり

（『郵便報知新聞』明治八年一月十七日）

ただ右の演説とは表題が異るので、この「海關税ノ説」を當てることはいささか疑問もでてくる。しかし、明六社はこの明治八年九月には『明六雜誌』の廢刊を決して事實上解散の方向に向っており、翌九年の一月十六日には演説會が開かれたか否かは疑しい。當時の新聞には記事がない。そこでこの稿本が明治八年一月の豫定原稿であったと推測することも不可能ではない。そういう譯で、

投稿しなかつたのでこの稿本だけが西の手許に殘つたのである。

完稿本は、『百一新論』の文體に似た話し言葉で、同じく明六社の演説で、『明六雜誌』第二十三號に載つた「內地旅行」（明治七年十一月十六日演說）と同じ文體である。文中に「ムル」とあるのは「ゴザル」のことである。このような話し言葉體は『明六雜誌』では珍しく、例會の演說原稿もみな文語體に書き改められているから、この話し言葉體は西の獨特な考案によるものとしなければならない。恐らく文語體の別本の方がさきで、中途で右の「內地旅行」にならつて再び話し言葉體に書き改めたのではあるまいか。ただ、『明六雜誌』の第二十六、七號に載るべきであるのに、何故掲げなかつたのかは、今日となつてこれを確證するキメ手はない。

（全集二、七三九～七四〇頁）

一一三　森公使ノ文書ニ付協議ノ件　丙ノ一五　西周文書目録四八　大久保目録七四

東京學士會院では成立後、アカデミーとしていかなる任務を遂行すべきかということが例會において問題となり、明治十三年の初頭から西村茂樹以下の諸會員の間で、例會ごとに論議が重ねられた。西村會員は會員は各專門關係の仕事を行つて會員としての任務を果すべしと主張し、反對者は學士會院は文教に關し政府の諮問に答えればよいのでとくに特別の事業を行ふ必要はないと反對し、そのあげく福澤諭吉會員から「學士會院積金之議」が提案され、これも甲論乙駁でついに福澤會員の會員辭任をみるに至つた。かくて院內が紛糾したがたまたまイギリスに駐在中の特命全權公使森有禮會員から、明治十五年六月二十三日付を以て、「恭呈學士會院諸賢」が郵送され、そのうちに學士院改良意見が提案された。森會員の意見は歐洲アカデミーの現況から、わが東京學士院が當面爲すべき事として、㈠集書館（圖書館）の管理、㈡有功著書の勸奬（授賞）の二事をあげ、また院內を專門學科によつて分科し、會員はこの分科別によつて選舉すべきであると附言した（この森會員の「恭呈學士會院諸賢」は前掲『日本學士院八十年史』第一編、同資料編一に收錄してある）。この森會員の提案は同年十月十五日の例會に會長西周から報告された。西會長はこの報告に際して西

が述べたのがこの「協議ノ件」である。「東京學士會院紀事」には

次ニ西周君ハ森公使ヨリ送致セル文書ニ就キテ本院諸先生ヘ協議ノ件ト題セル文案ヲ出シテ曰ク、此議案ハ會長ノ資格ヲ以テ議スル所ニ非ズ、全員ノ協議ニ付シ次會ニ於テ其可否決ヲ乞ハント欲スト、因テ其大略ヲ演說セリ

とある。この西の提案は翌十一月十五日例會で俎上にのぼり、細川潤次郎、杉亨二、福羽美靜、川田剛、神田孝平、中村正直、西村茂樹、大鳥圭介、重野安繹、市川兼恭、小中村清矩、箕作麟祥等の各會員から批判がでた。反對意見がつよく、ただ第二項にかなり贊成者があるという結果となつた。そこで西會長は

諸君ノ議已ニ盡キタリ、要スルニ愚案中第二項ハ頗ル可點ヲ得タルカ如シト雖モ是レハ唯叶議タルニ過キス、然ルニ今別ニ神田君ノ高輪出テタレハ次會ニ於テハ二說ノ比較論ヲ發スルコトハ如何ト、衆員異議ナキノ旨ヲ答テ此ニ決ス（東京學士會院紀事）。

次の十二月十五日例會には西は病氣缺席であつた。前會以來の問題が討議されたが、結局、再び學士會院は、新たに事業を起すべきか否かの二點に問題がしぼられ、採決の結果は新たに事業を起す必要なく從前の通りということに決着した。よつて西の提案も流案となつた（『日本學士院八十年史』七七ページ以下參照）。かくて西の提案は流案となつたが、この一編は西のアカデミー論として貴重資料である。

この議案は、前揭の同院備附「東京學士會院紀事」の第四册（紀事第四三號）に載つている。これが成案であるが、これは『東京學士會院雜誌』に揭げてないので當時は世に公表されず院內だけに止まつた。したがつて一般には知られていない。全文は『日本學士院八十年史』資料編一の二〇四ページ以下に收錄してある。西文書中にはその草稿がある。美濃版雁皮紙、六枚、墨書、自筆。『東京學士會院紀事』所載本はその修正本である。

（全集三、解說四六～四七頁）

一一四　原法提綱　　丙ノ一六　西周文書目録四九　大久保目録七五

自筆本、墨書、用紙は薄葉の美濃版紙、無罫、表紙はなく九枚を無造作にこよりで綴る。漢文、楷書風の細字、十行三十六字詰である。このような體裁はほかにない。森鷗外の『西周傳』の「西周所著書目」には「原法提綱殘缺　一卷　法律學の大體を論ぜる漢文なり」とある。所々に訂正や書込、朱字を交えて稿本の域を脱していない。

附載に掲げたのは、草稿本である。第一卷十一「哲學關係斷片」が書いてある「一　草稿」（同卷解說六二九頁參照）の册末の方に四枚半にわたつて書き込んである。內容は右の成稿本とだいたい同じであるが、文章はかなり違うところがある。細字の部分ははなはだ判譯に苦しみ、成稿本と對照して辛じて校訂したが、なお誤りなきをほし難い。また本篇十五「法學關係斷片」の㈢㈣㈤㈥もこの「原法提綱」と關連あるものと考えられる。

この稿本は、今回の全集版が最初の公表である。校訂はなるべく訂正等の跡を示さうとして、加筆の部分は行側に組み、消字も前例によつて生かし、多少文字を統一したほか、句讀點をほどこすに止めた。鷗外は殘缺として未完のものとしている。最後の結末や、兩稿本の姿からもそうみえる。正本、草稿本ともに同じ所で止つているから、ここで放棄したのであらう。

まず、問題はこの稿本の起稿年代であるが、何等の記載がないので、內容から推測するほかない。

用字から推すと、法學上の專門用語が比較的に整つておるので——附載の草稿をふくめて——、明治初年のものというより、十年前後、という感じがする。「社會」の使用（第一卷哲學篇解說六二八頁參照）が理由の一つ。また「國際公法」の使用。西ははじめ「萬國公法」を用いていた。「國際法」は明治六年、箕作麟祥が Woolsey の International Law を譯して『國際法、一名萬國公法』としたのにはじまるのであるから、それ以前に遡りえない。この譯語は明治十四年東京大學の學科名となつてから廣く行われたという（穗積陳重著『法窓夜話』參照）。

西の西洋法學の知識はフィッセリングにはじまり、「百學連環」に一應まとめられているが、これはたんなる祖述である。法學に關する西自身の思想は、儒教思想と交錯しつつ——「百一新論」にもみられる——、哲學的の思索に關連ししながら形成されてい

るので、哲學問題に比すると、より遲れて固められている。この點からも明治初年のものではとはいえない。明治十年刊のミル『利學』が引用され、また附載の草稿も「一　草稿」の終りの方に書いてある、以上の諸點からやはり十年前後と考えられる。

主題である「原法」は、原＝法でなく、冒頭の「法は何に昉るや」に示されたように、法のもとずく「原」、或は「原質」の意味であり、これを追求したのがこの「原法提綱」であるから、これは西周の獨自の法哲學であるといえる。法一般、權利、義務、法と道德、法と經濟等の法學上の基本問題を論じつつ、かなり異色のある見解を示し、草稿本などから推しても苦心の力作である。

まず、法は人性に原ずくとするは不可であり、天に出ずるものと規定する。これは西の法の原質論の基本である。この基本の考えは儒教思想からきておるので、同じ思想が「人生三寶說」、とくに(七)（本全集第一卷五四三頁以下）に主張してある。これは儒教の天の思想である。「人生三寶說」は儒家の道德論を、ベンサム、ミルの功利主義倫理によつて改編し、儒教的の教えの近代化を試みたものであるが、そのうちに三寶說から法、權利、義務等の問題を說明している。すなわちこの「原法提綱」は、「人生三寶說」で枝葉的に說かれた法の問題をさらに法哲學として深める試みであつたとも考えられ、少なくとも「人生三寶說」以後の作品ということになる。

「人生三寶說」は(四)まで明治八年刊行の『明六雜誌』に掲げられ、(五)以下は明治十三年刊の萱生奉三編『西先生論集』に掲げられた。(五)以下は(四)以下についで執筆されたと思われるが、(六)の中に「我輩既ニ班白ニ達スルモ、猶日ニ知ラサルヲ知ラムト欲シ、五十九年ノ非ヲ知ラムヿヲ冀フ者ノ如シ云々」の文句がある。この「五十九年」とは何をいうのか、意味を汲むとどうも、執筆者自身の年齡を指すものらしい。ところが西の五十九才は明治二十年であるから辻褄が合わなくなるが、これを若し四十九才の誤植とすると、明治十年となる。この推斷が許されれば、この人「生三寶說」(六)の執筆は八年より一年おいた明治十年ということになる。これは『西先生論集』の誤植の可能性に立つ推論であるが、全く無稽でもなかろう。これは「人生三寶說」の追考であるが、それと關連ある「原法提綱」の成立年代の問題にも密接なものを持つので、ここに言及した。

「原法提綱」の成立年代は、ほぼ以上のごとく考えられる。少しくその要點を解說すると、まず、法の原質は天にあるとし、した

がつて法は形而上の道理、道徳之一部であり、その體を分つて權利と義務とし、二者は相關關係にあるものとする。そしてこの相關が、權義であるとした。

この「權義」の文字は『百一新論』にもある。當時 right の譯語にも用いられているが、西の場合權利は近代法的意味の right に當り、權義の方は權利義務を總合せしめて、道義的な意義を持たせている。「人生三寶說」(二)で權利義務を說明し、「此如ク權義相立チ、其間ニ於テ苟モ犯スヿナケレバ、人道ノ大本立チ德行ノ礎備ハル」(本全集第一卷五二二頁)といっているのは、このような意味なのである。

つぎに、權利の發生については、西の言葉に從うと、その原行になるものは勞力であるという。この勞力は社會的範疇における勞働というよりも、多分に倫理的な勤勞の概念であつて、「道德學に在ても、經濟學に在つても變相通して一貫の實理」なりとする。このような道義的概念がその基礎にあるから、西洋系の近代人權思想とはかなり異質的といつてよかろう。そこで西洋系の自然法的な「原有之權」(本篇所收フイッセリングの『性法略』參照)には否定的な態度を示して、「性法」の說には謬說があると批判している。

このような儒敎風の權義思想から、最後に法と道德、法と經濟との關係論を述べている。ここでは自から譯出したミルの『利學』(明治十年刊) *Utilitarianism* によつて、儒敎の人間哲學と、西洋近代のブルジョア倫理の功利主義との接合を試みている。西が功利主義を正面から援用したのは、前揭の「人生三寶說」が、まずはじめであるが、この「原法提綱」の後半はその發展である。「原法提綱」と西譯の『利學』を比較すると、援用の跡は歷然で、用語も共通したものが至る所に散見している。

少しく語句の類似を摘出してみると、功利主義の基本である快樂、苦痛の說に就いて。

日風有生之類、何物不レ愛二其生一而惡レ其死、是性也、又何物不レ願二快樂一而厭二苦痛一、然苦痛快樂之相依亦理之自然也、(「原法提綱」一五六頁)

凡人之所レ好、其爲レ物、必視レ之以爲二快樂一者也、而及二其缺乏一、則必覺二其爲一痛苦一也(『利學』下九枚ウラ)

また

福祉者、道德之正鵠也、而得能達正鵠、而致其十全者謂之至德（「原法提綱」）

故福祉於二吾人之躬行一、爲二正鵠一矣、又於レ論二道德一、爲二大本一矣（『利學』下、二一―三枚）

以上は語句の類似であるが、『利學』の影響はこれによつても證明されよう。

さらに、以上のような「原法提綱」の基調に見逃せない特徴は漸進主義の立場である。西によると。すべて權利は他人に對する優分であり、「非二徒手可レ獲レ之、物必由二積漸之力一、成二於積漸之勢一」ものである。卽ち權利は勞力、勤勞、によつて得られるものゆえ、長幼、男女によつて異り、絶對的な天賦の人權であるとは考えないのである。この漸進主義は、西がすでに「駁奮相公議一題」、「網羅議院ノ說」その他の論文で繰り返し主張しているので、當時の官僚側の漸進主義に共通して急進的な自由民權論と對立するものとなつている。この「原法提綱」もかかる點から、當時の時代思潮のに對して、一つの立場を持つ所論であつた。

もし、この「原法提綱」を明治十年前後とすると、同じ頃に加藤弘之も、その論旨は異るが、ダーウイン、バックルの進化思想に接して天賦人權論を否定する思想轉換を行い、やがて『人權新說』の方向へと、自由民權運動を攻擊する立場に進んでいる。西の場合は思想轉換ではないが、共通の線に立つていたことは否み難いであらう。

（全集二、七〇六～七二頁）

草稿本は明治十二年中の作品と推定される。淨書本も草稿本の執筆から程を経ない明治十二年中の作品と推定される。詳しくは蓮沼啓介二〇五「原法提綱の成立事情」神戸法学年報第二一号を參照されたい。内容については小泉仰二〇六「『原法提綱』における西周の權利思想」北東アジア研究第一四・一五合併号及び蓮沼啓介二〇九「西周の法哲学再考」神戸法学雑誌第五八巻第一号を參照されたい。

一一五　孝情ニ關シ　　丙ノ二七　西周文書目録六〇　大久保目録八五

「孝情に就いて（「孝情ニ關シ」）」。小版の罫紙二枚を小よりで綴つたもの。墨書、自筆、題名なく編者がかりに附した。全くの斷片であるが、内容から第一巻哲學編に收錄の「心理說ノ一班」に關係があるものらしい。

（全集三、解説五二頁）

（一一六）権利争闘　　丙ノ一八

西周文書中には該当する稿本が見当たらない。

一一七　經済學　　丙ノ二〇　西周文書目録五二　大久保目録七八

西周の西洋經濟學に關する知識は、オランダ留學中にフイッセリングから五科の一として學んだものがもとになつている。留學以前の蕃書調所・洋書調所時代に、そのＡＢＣぐらいには觸れていたことは、たとえば、留學途上――一八六三年六月十二日――西からホフマンに宛てた蘭文書翰（七〇一頁引用）によつても窺われるが、正式な學習は留學中にはじまる。

「記五科授業之略」では *Staathuishoudkunde* を「制產之學」と譯した。フイッセリングは元來經濟學者であつたからこの科はその專門にぞくし、丁度その頃に主著の第一巻が刊行されたので、講義はこれをテクストして別に講義案は作らなかつた。テクストとした主著は

Handboek Van Praktische Staathuishoudkunde. Simon Vissering. Amsterdam. vol. I 1860—61 vol. II 1862—65. である。

この書には津田眞道の舊藏本があつて、大正二年六月、慶應義塾大學圖書館に寄贈された。

かくて經濟學はテクスト使用であつたが、津田がこのフイッセリングのテクストの摘要を拔萃した斷片が、やはり、津田家から慶應義塾大學への寄贈書中にある。これは經濟學の飜譯が津田の擔當となつていたから、その準備工作のためのものであろう。

De beginselen der Staathuishoudkunde.

と題したノートである。

これは津田の下記の *Grondbeginselen der Statistiek*（統計學講義筆記）の始めの部分に書かれもので、洋紙ノートにペンで書いてある。しかし、僅かに *Inleiding* と目次のみのもので、本文に當る部分はなく、その *Inleiding* もわずか八頁（六枚）、目次が三頁（二枚）という斷片である。目次は *Ie Hoofdstuk. De grondslag van het maatschappelijk leven*（第一章　社會生活の基礎）から *VIIe Hoofdstuck.* *De uitgaven van den staat*（第十三章　國家の經費）に至るところで中絶している。前揭フイッセリングの原著と對照すると、その目次の一部を拔萃したもので、各章ごとに原著の當該頁數、また參照すべき部分の頁數を記入してある。恐らく原本の抄錄を作り、これを一書にまとめるつもりであつたらう。

三邊清一郎稿「津田道治編津田眞道」（『三田學會雜誌』三五の三）、及び國立國會圖書館考查目錄第十一號『幕末和蘭留學生關係資料目錄』昭和二十八年三月刊參照。

このほか、フイッセリング五科の第五 *Statistiek* の飜譯も津田の擔當であるから、津田の全集で取扱うべきものであるが一言すると、右の *Grondbeginselen der Statistiek* がある。——大きさは20.2 cm. × 17.2 cm. 厚表紙仕立の洋裝の本製本、背文字に右の表題を刷り込む。一頁はだいたい二十三行詰、この *Statistiek* は目次二頁、本文は六十六頁である。このノートを飜譯したのが『表紀提綱』（明治七年刊）であり、その譯稿は津田家所藏の文書中にうちに殘つている。

つぎに、「百學連環」第二編殊別學 *Paticular Science* の第一心理上學 *Intellectual Science* の四に「制產學 *Political Economy*」がある。このほかには、經濟學關係ではここに收めた「經濟學」と「海關稅ノ說」の二稿本があるぐらいで、哲學や法學關係のものに比べ

ると少ない。

西の經濟思想については、堀經夫博士が『明治經濟學史』（昭和十年刊）に言及があるが、當時はまだ西の經濟學關係の稿本が公表されていなかつたので、ただフイッセリングから學んだというとの指摘に止つている。その後同博士は前回の全集編纂に協力され、「百學連環」のほかここに收めた「經濟學」「海關稅ノ說」等を調査して、その結果を大阪商科大學の機關誌に發表、後これを昭和二十三年十一月刊の『新修明治經濟學史　上』の第二章第四節に收錄した。

西の經濟學に關する論稿は、殆んど未完成品で公表されたものは少ないから、明治の經濟學史上に、最初の學習者という以外まず足跡を殘していなかつた。しかし、經濟學の基本理論をよく理解し、これを自己の學問體系上に攝取していることは『明六雜誌』掲載の論文その他で片鱗が窺われる。ゆえに西はやはり明治の新しい經濟學史の第一頁を飾つている一人といえよう。

＊　＊　＊

「經濟學」は、墨書、雁皮様の薄葉紙に書いてある。大きさは19.3 cm. × 19.5 cm. 筆蹟は自筆とみていい。十行二十一字詰、二十枚、最後は文が切れている未完成品である。最後の二十枚目に自製らしい型紙が挿入したままであるのをみると、西はここまで書いてきてそのまま筆を斷つたのであらう。小よりで簡單に綴じてあるのも中絕を思わしめる。本稿本は本全集ではじめて公表する。

所々に訂正、書込がある。飜刻には重要なものだけを再現し、その他は訂正に從つた。句讀點も稿本にあるものを補つて全部に付した。

未完ではあるが、分業、交換等の經濟理論を都市農村の生活環境を例にとつて話し言葉で啓蒙的に述べた味のある作品である。地代の說明のごとき、堀博士は「主として土地の位置の差に基づく差益地代の理論を極めて巧妙に且つ分り易く說いた點に於いて、明治初期のものとしては、甚だ出色の出來映であると思われる」とし、さらに「西の經濟學は單なる飜譯式のものとは異つて非常に良く消化され、日本化されたものである」として「彼を以て明治初期の經濟學史上重要なる地位を占めるものと觀ることは誤つてゐないであろう」と評價した——（『新修明治經濟學史』上一七五—一七六頁）。

この「經濟學」の起稿年代は、明記も確證もないが、どうも明治十年前後のものではなかろうかと思われる。

（全集二、七三五～七三八頁）

明治十二年冬から明治十三年の春にかけての作品ではあるまいか。西周が道徳学と法律学の並立から道徳学と法律学と経済学の鼎立へとコントの唱えた「人間学」の守備範囲を広げかつ調えた時点は原法提綱の浄書本の成立した明治十二年中のことと推計される。西周は「社會黨論」において自らの立場を「經濟學派」つまり「エコノミスト」として位置づけて社会革命派への予防を説いている。こうした方策を具体的に実行に移す手立てとして「經濟學」が執筆された公算が高い。

一一八　拿破崙史　　丙ノ二一　西周文書目録五三　大久保目録七九

附載の拿破崙（ナポレオン）傳の一節は「英主比較論」と内容上關連がある断片である。用紙は「英主比較論」「人主比較論」と同様の半紙、墨書、自筆本である。三枚。字は稍細字で、行數は一行多い。挿入圖版にもあるように六、七、八と枚數が記入してある。ただし、六以前と、八以下に當る稿本は見當らない。書きだしからみても或るナポレオンの傳記の飜譯らしく、六以前が失われ、たまたまこの三枚が一綴となつて殘つたのであらう。これも句讀點を附した。

稿本には標題がない。「西周ニ關スル書類抄」に「一　拿破崙史（一部分）」とあるのが、この稿本に該當するので、それに「一部分」とあるから、西周の生前から断片となつていたらしい。

（全集二、七三六頁）

侍従山口正定の日記には明治九年十月二日の条に「午後御談會ニ陪シテ茶菓ヲ賜フ、西周助ハ第一世拿破翁ノ魯

境ニ侵入シテ嚴寒ノ爲ニ敗恤ヲ取リシ事ヲ談ズ」とある。また十月十二日の条には「西周介ハ初代ナポレオンノコルシカ島ヨリ掘起スル其原淵ヲ説キ、ボナバル姓ハ素ト西斑牙ノ豪族ニシテ拿破翁ノ父ノ代ヨリ此島ニ流落シテ産ヲ起セシニ衆望ヲ得テ又タ酋長ノ如ク尊敬ヲ受ケ竟ニ拿破翁ヲ産出スル迄ヲ演舌シタリ」とある。全集一、六六七頁参照。

(i)ナポレオンの少年時代の記事がおそらくは一から五までの枚数に記され、(ii)青年の日々の記事が六七八に残り、(iii)恐怖政治からテルミドールへの時代と(iv)ブリュメールのクーデターの後の統領時代と帝政の時代の分が更に続き、(v)ロシア遠征による敗北と(vi)ナポレオン登場の歴史的な背景の六部からなる六回に亙る伝記の「演舌」が実行されたのではなかろうか。

一一九　教育一　　丙ノ二五　西周文書目録五七　大久保目録八三

「西の稿本ではない」（全集三、一二〇頁）。内容は大政紀要の原稿と推定される。『西周伝』には「大政紀要」について「素と岩倉具視の設計に出で、井上毅之が裁修に任ず。周これが編纂の事に與る」と簡潔な説明が付してあるため、西周が大政紀要の編修の中心人物の一人であるかの印象を与えるが、実際には西周の引き受けた仕事は意外なほど異なった別のものであった。大久保利謙はこの間の事情を次の様に記している。(5)

西周の文書のうちに関係資料が若干あるから簡単に紹介しておく。

まず日記を検するに、

明治十六年の条を見ると、四月までは福羽を訪う記事ぐらいで関係記事なし。四月一日「岩倉・福羽ヲ訪フ逢ハズ」、七日に「次

ニ宮内省編纂局委員長始ル」とあるのを最初とし、九日の月曜日から暫く毎日、朝九時から宮内省に出勤する精励ぶりである。不出勤の日は宅調とある。事を急がれたためであろう。これが大体六月までつづき、それから随時の出勤となっている。日記は八月半から十二月初旬まで空白となって、十二月十日の条に「宮内省・大政紀要・悉皆内閣へ呈ス」、翌十一日「宮内省・大政官免宮内省御用掛、宮内省賜金三百円壱匹」とあり、閉局となっている。当時西はすでに病気であったがよく勉めている。しかし日記の記事は単に「宮内省云々」とあるぐらいに止まり、編纂内容などはそれによって分らない。

次に稿本（工業部）が若干残っており、これは殆ど西の自筆である。これでみると委員長みずから一部を書いているのである。また西が各委員を督励これ勉めている資料もある。また下編の各部の執筆者の担当表があり、総記は木村弦雄、官制は小野正弘、戸籍が渋谷啓蔵、兵制が秋月新太郎、外交が荻原裕、法令が村岡良弼、教育が菱田重禧、財政が金田清風、そして工業を西が自ら起稿している。なお総記の執筆者木村は井上毅と同郷人であるが、井上が特に推挙して参加せしめ、「総記」を執筆せしめている点は注意に価する。だから総記には井上の息がかかっていると見られる。

西周は編纂局の委員長を命じられてはいるものの、上古から徳川時代までに至る上編を担当する委員長は福羽美静であり、西周は大政奉還より後を扱う下編を担当する委員長に任じられたのであった。

しかも下編の総記の担当者は井上毅の息のかかった木村弦雄であった。

実際に下編の部門別の担当者を示す次の表が残っている。（西周文書三三）。

総記　木村
官制　小野

禮典
戸籍　澀谷
兵制　秋月
外交　荻原
法令　村岡
工業
教育　菱田
財政　金田

名前の下に捺印してあり、礼典と工業については適当な担当者が見つからなかった様子が窺われる。西周文書に残された大政紀要の目録には部門の細目と並んで担当者の名前が付記されている。今引用する。

大政紀要
右大臣従一位大勲位臣源朝臣具視等奉勅撰
目録
上編
総記
部門
官制

戸籍
兵制
外交
財政
法令
典禮
教育
工業

下編
総記
部門
官制
戸籍
兵制
外交
財政
法令
典禮

木村
小野
渋谷
秋月
荻原
金田
村岡
渋谷

教育　菱田
工業　西
雑編
儒教沿革　地理沿革
仏教沿革

こうして見ると担当者の見つからなかった礼典については渋谷啓蔵に依頼し、工業はほかに適当な担当者が見つからなかったために消去法により西周本人が担当を引き受けたという事情が浮かび上がってくる。もともとの構想ではおそらくは西周は雑編を担当する予定であったのではあるまいか。前年の十一月に脳の病気に倒れて、以来いわば病み上がりの身であった西周にとって大政紀要の執筆は半ば療養を兼ねた隠居仕事であった模様である。そもそも西周を委員長の一人に任ずることを企てた井上毅の狙いは西周を山県有朋の元から引き離して、山県有朋の私擬憲法案の作成を中断させることに置かれていた模様である。ところが、明治十六年七月二十日に岩倉具視が死去して山県有朋が臨時の監督となってしまったのであるから、井上毅の目論みは根本から座礁してしまったわけである。山県有朋が西周の協力を得てその私擬憲法案を明治天皇や有栖川宮熾仁親王に提出する事態こそ井上毅が何としても全力を挙げて阻止しなければならないその政治構想にとって最悪の事態であった。

かくて大政紀要の編纂は中途で事実上棚上げとされてしまうのである。

こうした井上毅の狙いが不明瞭になったのは、西周が明治十五年の十一月に脳の病に倒れたという事実を鴎外こと森林太郎が見落としたために生じた摩訶不思議な事態であった(7)。刊本の『大政紀要』の口絵に、明治大帝の写真に続いて、岩倉具視と山県有朋と福羽美静と西周の写真が掲載されたために、西周が大政紀要の編纂に深く係わっていたという誤解が発生して今日に至っているのであるが、刊本の大政紀要は上編の総記と下編の総記からなり、

西周とは殆ど何の関係もない著作である。これが歴史の真実であった。実際、担当の「工業部」の部分の内訳を記した上申書の下書きにおいて西周は「委員長」という肩書を立て筆で抹消し傍らに「主任」と書き直しているほどである。

註

（5）大久保利謙一九五五「明治憲法の制定過程と国体論」（『論集日本歴史Ⅱ　立憲政治』論集日本歴史刊行会編、有精堂、所収）、一四頁

（6）『岩倉公実記』下巻に掲載されている明治十六年四月二日付けの岩倉具視の意見書には「一、甲乙両部ニ分チ候ニ付イテハ甲部ハ福羽美静、乙部ハ西周両名委員長被命候見込之事」と見える。大久保一九五五、一〇頁参照。

（7）蓮沼啓介二〇〇九「明治十四年の政変と西周」神戸法学雑誌第五九巻一号（六月号）参照

訂正

春の部のうち訂正を加えた箇所を次に掲げる。神戸法学雑誌第五九巻四号の七七頁以下の部分である。

横長の和帳面の表紙の右肩に墨で卅一と書いてある。又鉛筆で102〃加里と左肩に書き込んである。別に縦に向けて草稿とあり甲ノ二九という朱筆の番号が付されている。

表紙をめくると人名が書き込んであるが、例えば山本覚馬には京都切通河原町東へ入ル、十津川屋敷という居所が添えてある。他にも京都の地名が散見され、どうやら京都時代の知人の名簿らしいことが窺われる。

終わり近くに慶応三年十二月から翌四年二月に至る幕末の日記のメモがあるが、これは大君であった徳川慶喜の上野謹慎に至る幕末の退却の記録である。文中二か所に「今日」と見える。西周助はこの和帳面を持って城詰に当たり、伏見の戦いに臨み、又大阪から江戸へと退却したらしく、退却の途中に書き留めた日記であることが推察される。また大君とも見え、徳川慶喜がなお大君であった二月中に書き終えたものと推算される。

この和帳面にはほかにも地名や器物名や神名や天皇名やらが書き込んであるが、天皇名は神武に始まり三六代の皇極で終わっている。そのすぐ横には宮島渡しや金比羅参りの船賃などの経費が鉛筆で書き込まれている。こうして見ると津和野への帰郷の旅の途中で書かれた鉛筆書きのメモの方が早い時点で書き込まれていたに違いない。皇極に至る歴代の天皇名はそうしたメモ書きよりも明らかに後のある時点に書かれたものであり、それ故に、余白の終わったころで急に打ち切られたことが見て取れる。

百学連環の覚書は和帳面を縦に向けて横書きで書き綴ってある。こうした縦向きの帳面の利用に先立って和帳面を横長に向けて英字で様々の学問の名称が書き込まれ、ところどころに訳語が付されている箇所がある。例えばphrenologyには脳学という訳語が付されている。西周は明治三年の閏十月に大学南校規則を起草しているが、この起草に当たって色々な学問分野の相互の関連を模索した時の筆のすさびの跡ではないかと推定される。

横書きで綴られた百学連環の覚書は明治二年に津和野に赴いた紀行の記録よりも後に書き込まれたものである。鉛筆で書かれた日記の上に重なる様に百学連環の記事を書き込んだ箇所がある。猶多人又伊色列人に始まる百学連環の記事は、十一月朔日沼津出立に始まり、用紙の中程に十二月十八日津和野到着とある鉛筆による縦書きの日付や記事とは向きを変えて横書きでその上に書き込んである。三月朔日津和野出立からの記事はそのまま残されて

いて、京都着と薄墨で書かれた次の行から横書きで聖パウロも使途の一人であると説明する百学連環の記事が再開されている。うち「三月朔日」から「三日、内山より廿日市まで」は鉛筆書きであり、「堀田氏ニ泊る」から筆にかわっているのは、それに先立つ箇所に鉛筆書きの日付が隠されていることを示すための工夫に違いない。全集四、三九九頁～四〇三頁参照。因に旧全集本ではこの箇所の鉛筆書きは印刷に写ってはいない。

古代の名前が書かれた記事の方が百学連環の横書きの記事よりも先に書かれたものである。國郡として吉備、浪速、河内、龍田、紀伊、倭という縦書きの文字が横に並んでいる箇所では、百学連環の横書きの記事は国郡の名前を避ける様な具合にやや下側に下がった位置に書き込まれているからである。全集四、三九九頁。

古代の地名や人名を西周が書き込んだ時点はいつ頃であろうか。それが津和野帰郷の旅から静岡に戻った後の記事であることは明白である。明治三年の初夏であったと推定して置きたい。それも四月五月の頃である。別の和帳面に神武紀の一節が引かれ分析の手が加えられている。この断片は明治三年の初夏のものと推算される。西周は静岡に戻ってまず日本古典の探求を開始し、人名や地名をそこに求め、日本語の源流を探った模様である。日本古典の研究はやがて万葉集の字訓の調査に及び、片や仮名文の成立を促し、片や字音の探求を推し進めて行った模様である。

表紙に見える草稿という題は百学連環の草稿のことである。これに対して卅一という墨の漢数字は横向きに和帳面を用いた記事の見出しであり、鉛筆書きの船旅の航程は津和野への旅のメモの見出しであるに違いない。

なお全集第四巻に掲載する百学連環覚書の第一冊の終わりが四〇頁に移動してしまっているが、これは誤植による誤りである。実際には神武紀元より幕末までの年数の計算(四〇一頁)や津和野紀行の際に詠んだ和歌(四〇三／四〇四頁)や刑法と自然法則の対比(四〇三頁)や四〇五頁に載せるVeda韋陀までが第一冊つまり和帳面卅一の記事である。

誤植の原因であるが、新全集の第四巻の四〇〇頁に該当する旧西周全集の四〇六頁に「以上第一冊終」とあるため、うっ

かりそれをそのままの形で引き継いだために発生したものと推計される。